

# 社会福祉法改正について

公認会計士協会東京会

非営利法人委員会 委員長 居関 剛一

## 社会福祉法改正の主な内容（目次）

大項目	内容	ページ
【0】総論	・改正の背景、会社と公益法人と社福法人、主な法令・通知等	P.3～
【1】経営組織のガバナンスの強化	・機関設計の見直し	P.1～
【2】事業運営の透明性の向上	・情報公開	P.38～
【3】 財務規律の強化	<1> 適正かつ公正な支出 適正な役員報酬、利益供与の禁止、会計基準	P.42～
	<2> 内部留保の明確化と福祉への再投資→社会福祉充実計画	P.51～
【4】地域における公益的な取組を実施する責務	・他の経営主体(会社、NPO 等)では対応困難な福祉ニーズに対応	P.91～
【5】行政の関与のあり方	・指導監督の見直し、会計専門家の支援、財務情報等開示システム	P.97～
【6】その他	・未公開株の保有、契約ルールの変更、資金の用途制限の見直し	P.109～

- ・法改正の全体が分かる資料を主として厚労省 HP から転載することにより作成しています。
- ・資料のボリュームが多いため、当日はポイントだけを解説しますが、ぜひ全体をご一読下さい。

# 社会福祉法改正の背景

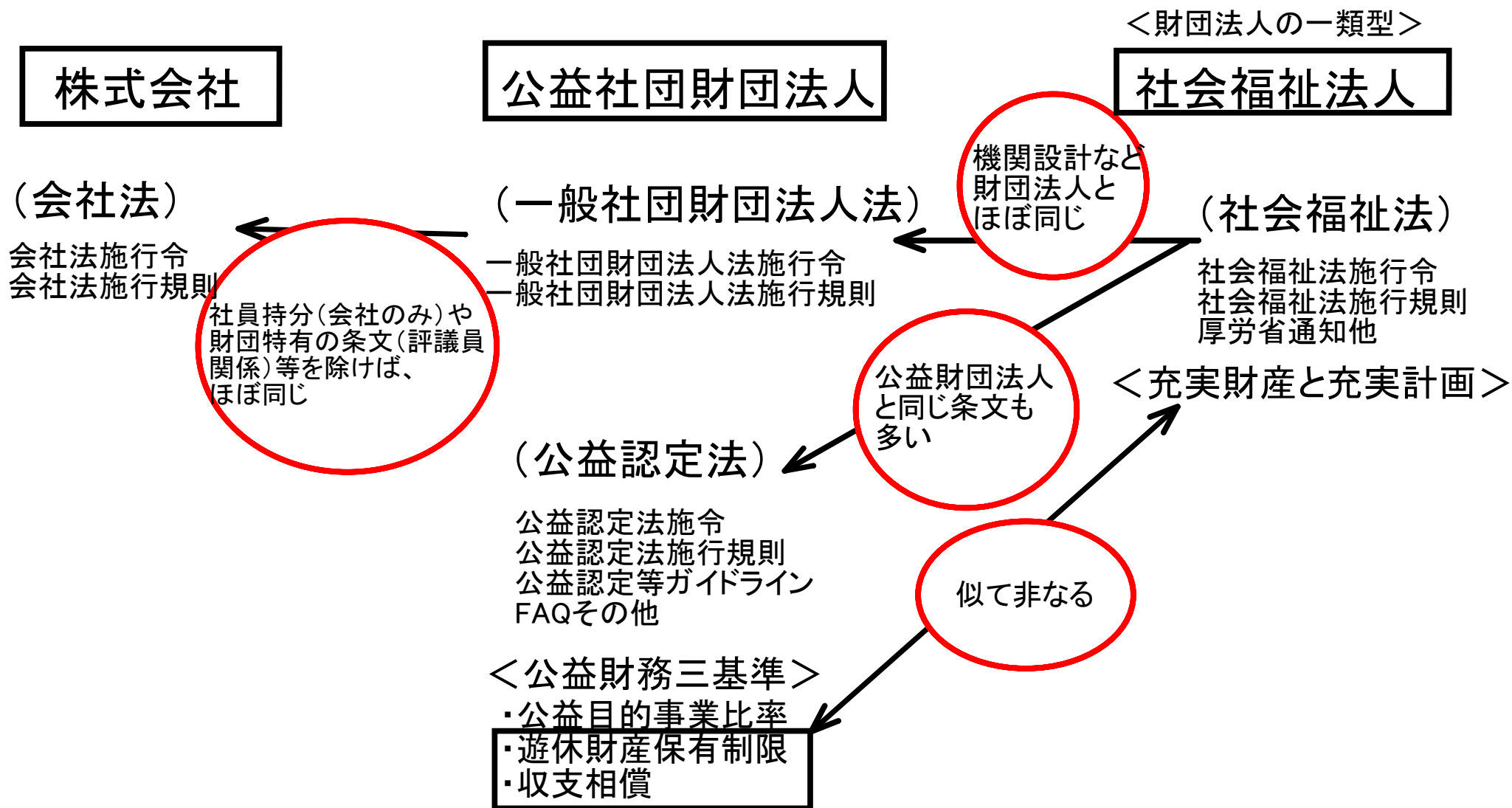
- ・内部留保問題
  - ・新聞報道→〈調査結果〉  
特養ホーム1施設あたり3.1億？
- ・ガバナンス・財務
  - ・一部法人の不祥事報道
- ・イコールフットイング  
(同等の条件)
  - ・参入規制  
(特養ホームは社福法人と自治体に限定等)
  - ・株式会社やNPOと比べて税制優遇がある
- ・その他

さらに、

- ・公益法人改革(H20.12から5年間で新制度に移行)

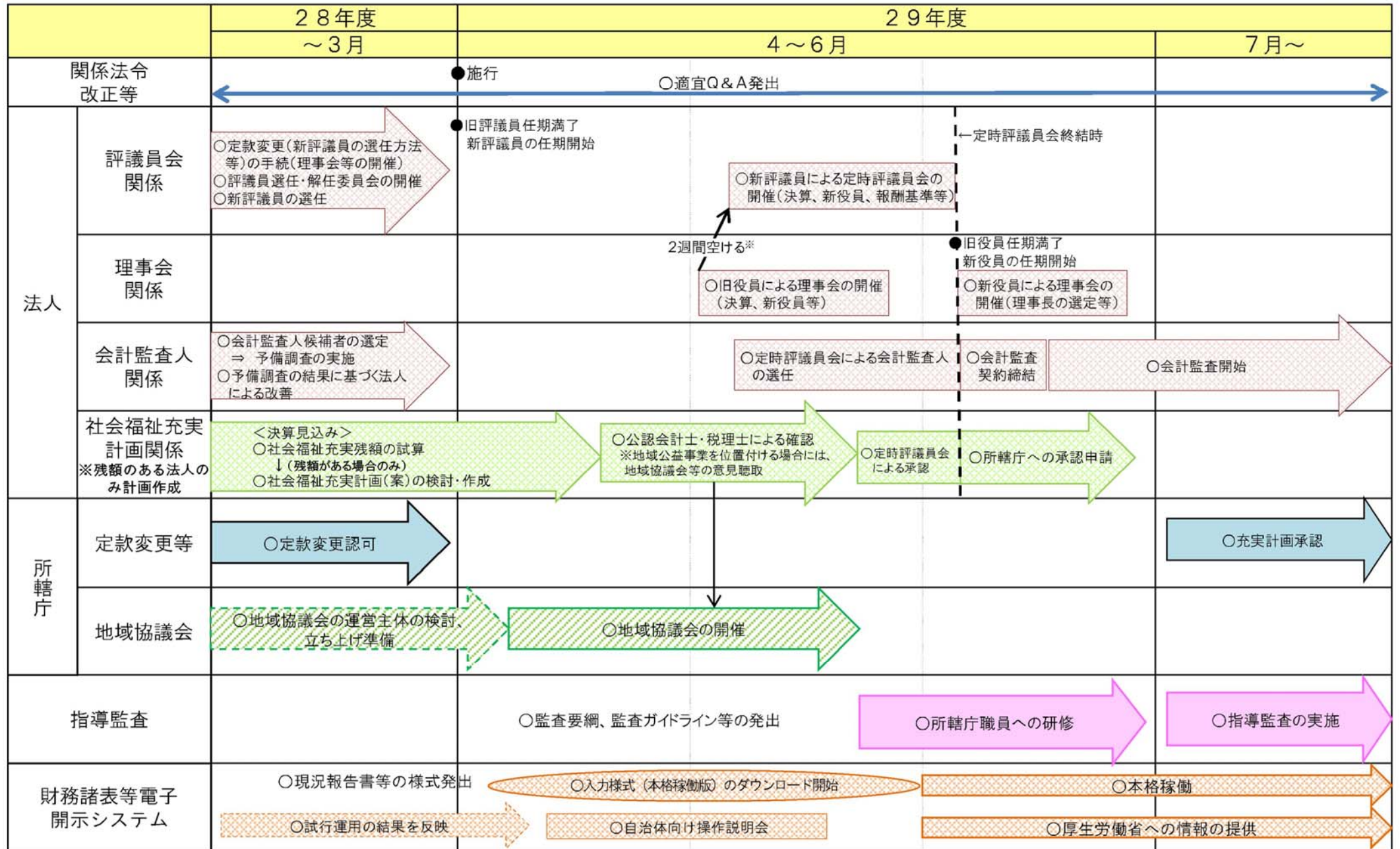
社福法人は旧民法法人の特別法人(財団法人)であり、公益法人より規制は厳しくあるべきであり、当然改革が必要とされていた。

# 会社と公益法人と社会福祉法人





# 社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



※ 計算書類等を定時評議員会の日々の2週間前から備え置くことが必要のため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

# 社福改革関連の法令・通知等の一覧(主なもの)①

## <平成28年3月31日法令・政省令>

- ・社会福祉法等の一部を改正する法律  
→社会福祉法の改正(28.4.1施行及び29.4.1施行)
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令  
→社会福祉法施行令の改正(28.4.1施行)
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令  
→社会福祉法施行規則の改正(28.4.1施行)
- ・社会福祉法人会計基準(厚生労働省令第79号)

## <平成28年3月31日通知>

- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について(局長通知)
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について(局長通知)
- ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて(局長通知)
- ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(課長通知)

## <平成28年6月1日 課長通知>

- ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

## <平成28年11月11日政省令>

- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令  
→社会福祉法施行令(29.4.1施行)、組合登記法(29.4.1施行)
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令  
→社会福祉法施行規則(29.4.1施行)、社会福祉法人会計基準(29.4.1施行)

## <平成28年11月11日通知>

- ・社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の公布について(局長通知) →改正の趣旨及び主な内容等を示したもの
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」の一部改正について(局長通知)
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について(課長通知)
- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(局長通知)  
→社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例(旧定款準則)の改正
- ・「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(課長通知)  
→社会福祉法人審査要領の改正
- ・「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について

## 社福改革関連の法令・通知等の一覧(主なもの)②

### <平成28年11月11日事務連絡>

- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」の改訂について  
→主として機関について、法人担当者向けにわかりやすく解説
- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項」に関するFAQの改訂について
- ・社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて  
→定款変更に関するQ&A、租税特別措置法第40条の適用を受けるにあたっての留意点等を示す

### <平成29年1月24日通知・事務連絡>

- ・社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&Aについて  
→40条違反となる定款を作成した場合、40条の役員6親等1/3ルールに抵触した場合の猶予について
- ・社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準
- ・「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

### <平成29年2月6日>

- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項」に関するFAQの改訂について →「Q12-4」の修正

### <平成29年2月13日通知・事務連絡>

- ・社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A(vol.1)
- ・生活福祉資金貸付事業を行う社会福祉協議会に対する会計監査人の会計監査の取扱いについて  
→監査対象外を示す

# 社福改革関連の法令・通知等の一覧(主なもの)③

＜平成29年3月28日＞

- ・社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業(局長通知)

＜平成29年3月29日＞

- ・社会福祉法人における入札契約等の取扱い
- ・社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(局長通知)
- ・社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(課長通知)
- ・社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」の様式について→現況報告書、社会福祉充実残額算定シートの様式
- ・租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号の要件を満たす定款の例について(事務連絡)

＜平成29年4月6日＞

- ・子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(局長通知)
- ・子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(課長通知)

＜平成29年4月25日通知＞

- ・社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A(vol.2)

＜平成29年4月27日通知＞

- ・社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(局長通知)  
別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」、別紙「指導監査ガイドライン」
- ・会計監査及び専門家による支援等について(課長通知)  
別添1「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」  
別添2「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」

＜平成29年7月11日事務連絡＞

- 社会福祉法人に対する指導監査に関するQ & A

# 公認会計士協会からの実務指針等

(自主規制・業務本部 平成28年審理通達第1号)

社会福祉法人の会計監査人就任に当たっての独立性に関する留意事項(平成28年4月1日)

→監事や税務顧問である公認会計士が会計監査人に就任する場合

(会長声明)

非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって(平成28年10月13日)

(公会計協議会会長、協会副会長、協会常務理事から各会員へ)

社会福祉法人への公認会計士監査の導入に当たって(平成28年12月16日)

(非営利法人委員会研究報告第32号)

会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務  
(平成29年4月27日)

(非営利法人委員会実務指針第40号)

社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例(平成29年4月27日)

機関設計の見直し

# 【1】経営組織のガバナンスの強化

H29.4.1施行



# 経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

## <改正前>

## <改正後>

理事  
理事長  
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。  
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員  
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。  
(審議事項)  
・定款の変更  
・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。  
※小規模法人について評議員定数の経過措置  
(決議事項)  
・定款の変更 **最高意思決定機関**  
・理事・監事・会計監査人の選任、解任  
・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計  
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

# 新しいガバナンスの構造

評議員選任・解任委員会  
評議員の選任・解任

評議員  
評議員会を構成

評議員会  
経営基本方針の決定  
理事、監事、会計監査人の選任・解任

理事  
理事会を構成

監事  
理事の職務執行の監査

会計監査人  
計算書類監査

理事会  
業務執行の決定  
理事の職務執行の監督  
理事長・執行理事の選定・解職

理事長・執行理事  
法人の代表  
業務執行



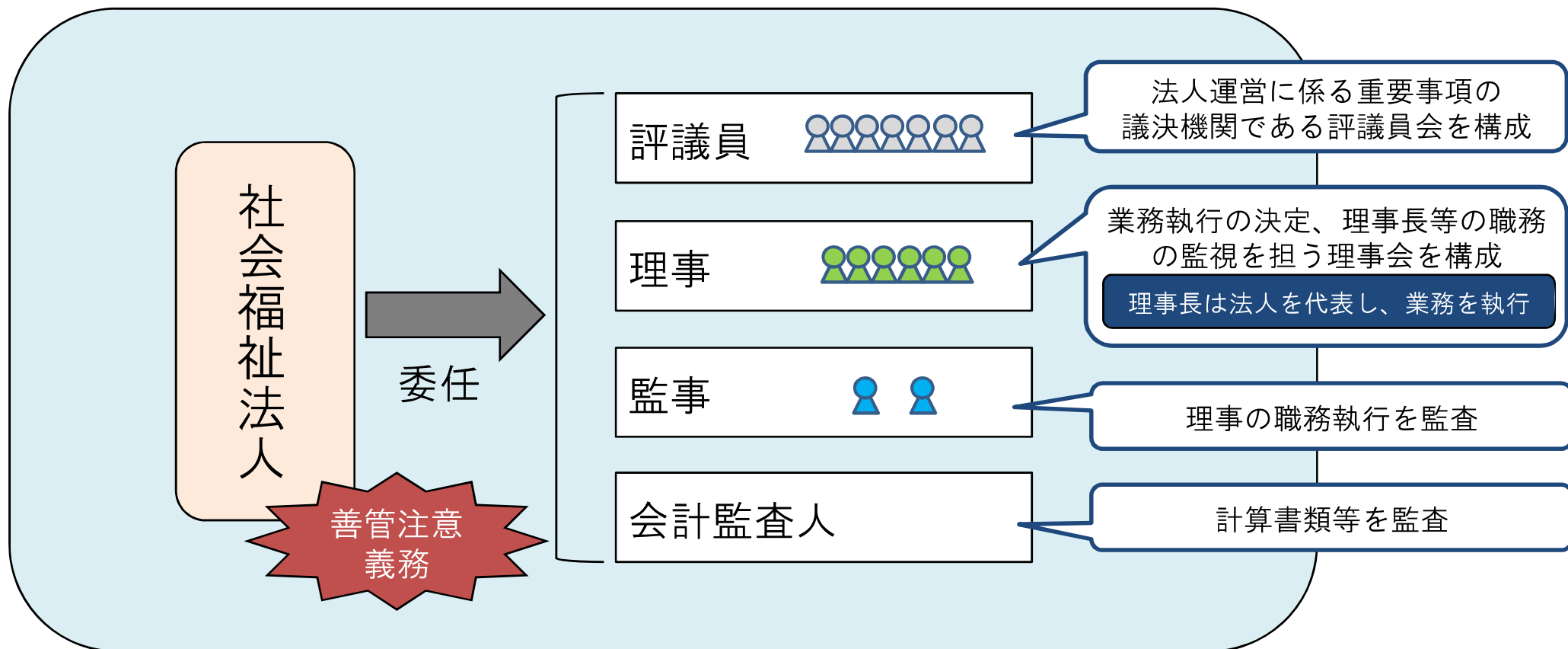
# 評議員会・理事会について

<講師>  
公益財団や会社と類似

	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	<p>業務執行の決定機関</p> <p>○以下の職務を行う。（法第45条の13第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の業務執行の決定</li> <li>・理事の職務の執行の監督</li> <li>・理事長の選定及び解職</li> </ul>	<p>運営に係る重要事項の議決機関</p> <p>○社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）</p>
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定</li> <li>・理事長及び業務執行理事の選定及び解職</li> <li>・重要な財産の処分及び譲受け</li> <li>・多額の借財</li> <li>・重要な役割を担う職員の選任及び解任</li> <li>・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</li> <li>・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備 ※一定規模を超える法人のみ</li> <li>・競業及び利益相反取引</li> <li>・計算書類及び事業報告等の承認</li> <li>・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除</li> <li>・その他の重要な業務執行の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事、監事、会計監査人の選任</li> <li>・理事、監事、会計監査人の解任★</li> <li>・理事、監事の報酬等の決議</li> <li>・理事等の責任の免除（全ての免除（※総評議員の同意が必要）、一部の免除）★</li> <li>・役員報酬等基準の承認 ← &lt;講師&gt; 公益と社福</li> <li>・計算書類の承認</li> <li>・定款の変更★</li> <li>・解散の決議★</li> <li>・合併の承認（吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併）★</li> <li>・社会福祉充実計画の承認 ← &lt;講師&gt; 社福のみ</li> <li>・その他定款で定めた事項</li> </ul> <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員※の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項 ※ 出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。</p>

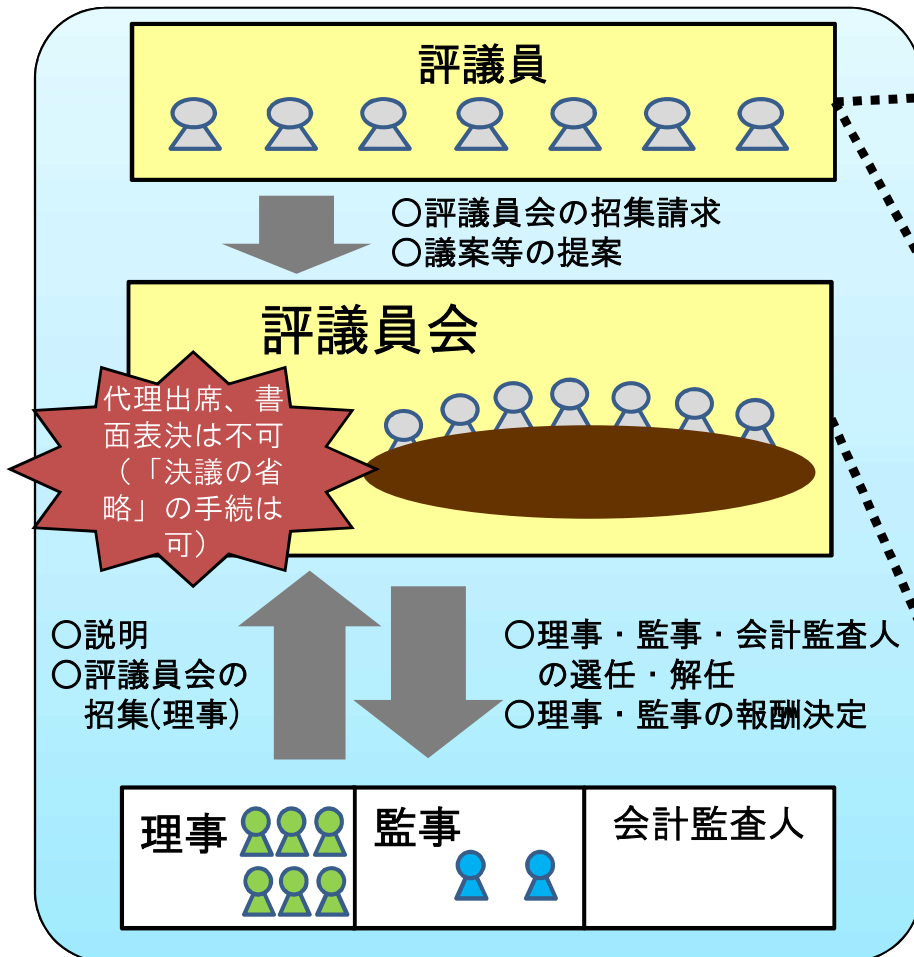
# 理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

- 法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。
- 民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。
- このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。



# 評議員・評議員会

- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



## 【評議員の選任・解任】

- ・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

## 【評議員の権限（主なもの）】

- ・ 評議員会の理事に対する招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。）
- ・ 議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで）
- ・ 議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

## 【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

## 【評議員の責任】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

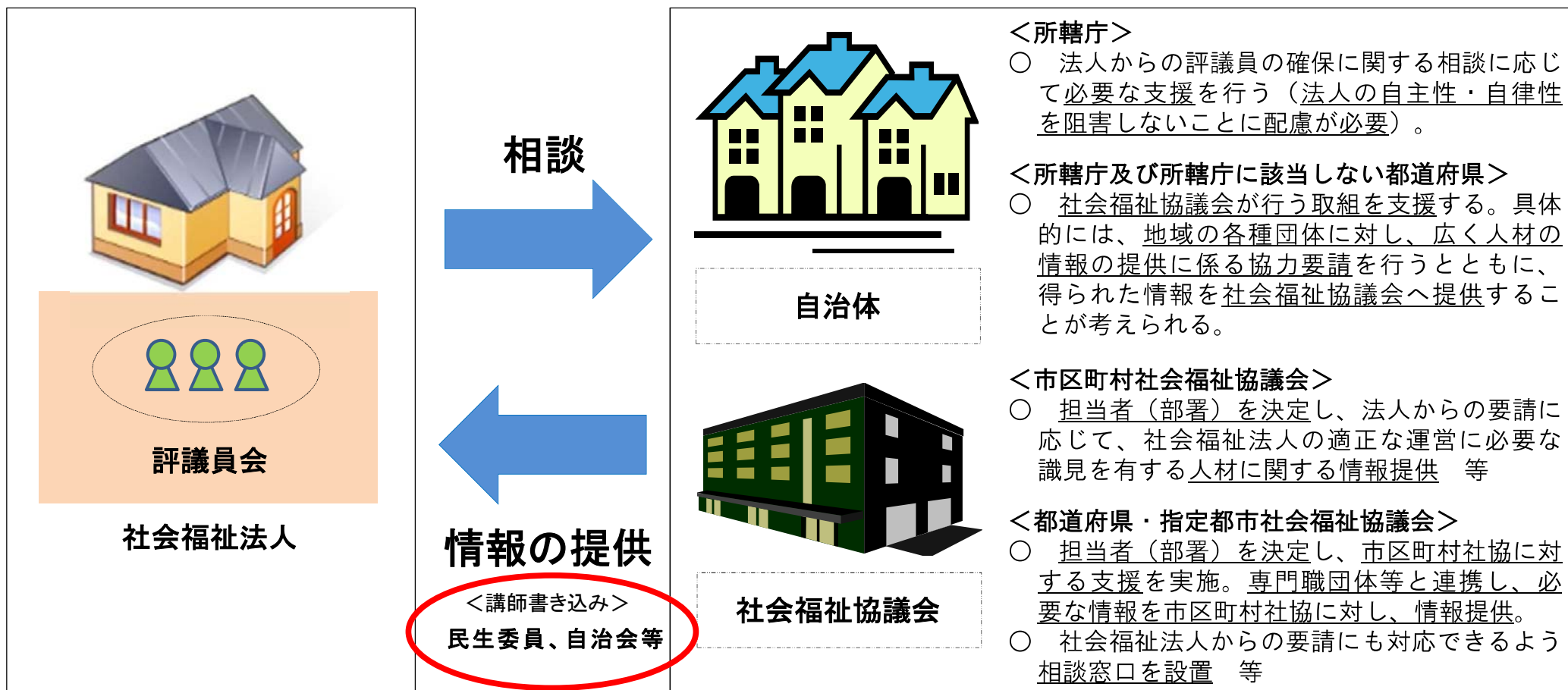
## 【評議員会の権限（主なもの）】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
  - ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
  - ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。



# 地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応する。



# 理事

<講師>  
公益財団や会社と類似

## ① 理事長の職務及び権限等

- 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。
- 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。 ※業務執行理事も同様

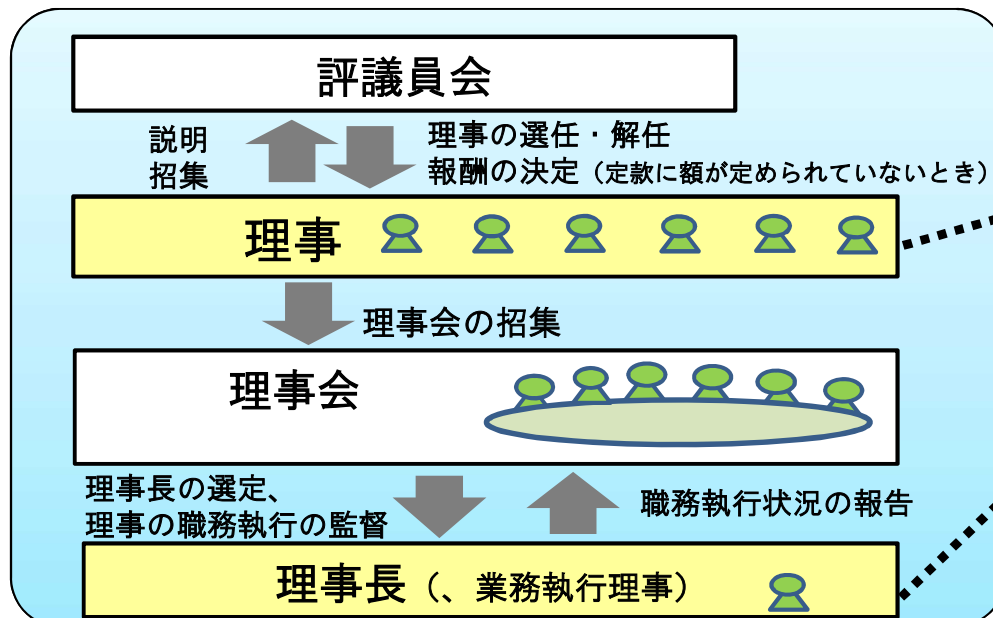
## ② 業務執行理事の職務及び権限等

- 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。

## ③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

- 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなる。

<講師>  
公益と社福の特徴



**【理事の義務（主なもの）】**  
・善管注意義務、忠実義務  
・利益相反取引の制限  
・評議員会における説明義務  
・監事に対する報告義務

**【理事の責任（主なもの）】**  
・法人に対する損害賠償責任  
・第三者に対する損害賠償責任  
・特別背任罪、贈収賄罪

**【理事長の権限】**  
・法人の代表、業務の執行

**【理事長の義務（主なもの）】**  
・理事会への職務執行状況の報告義務



# 理事会

<講師>  
公益財団や会社と類似

## ○理事会の権限等

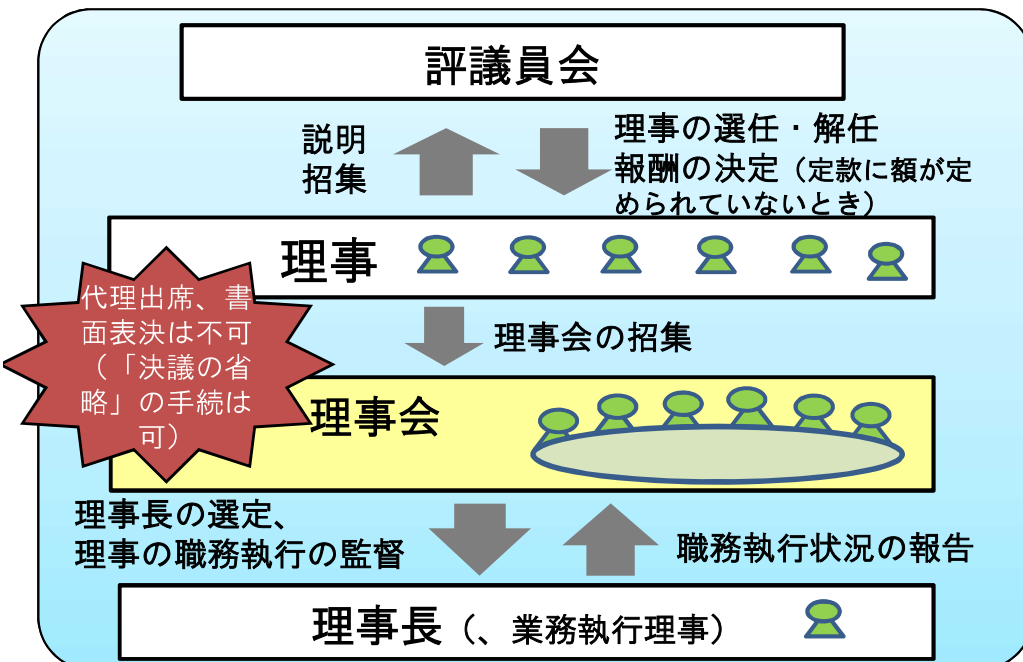
- ・ 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

### ① 理事会の職務

- (ア) 業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）
- (イ) 理事の職務執行の監督（法第45条の13第2項第2号）
- (ウ) 理事長の選定および解職（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）

### ② 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。

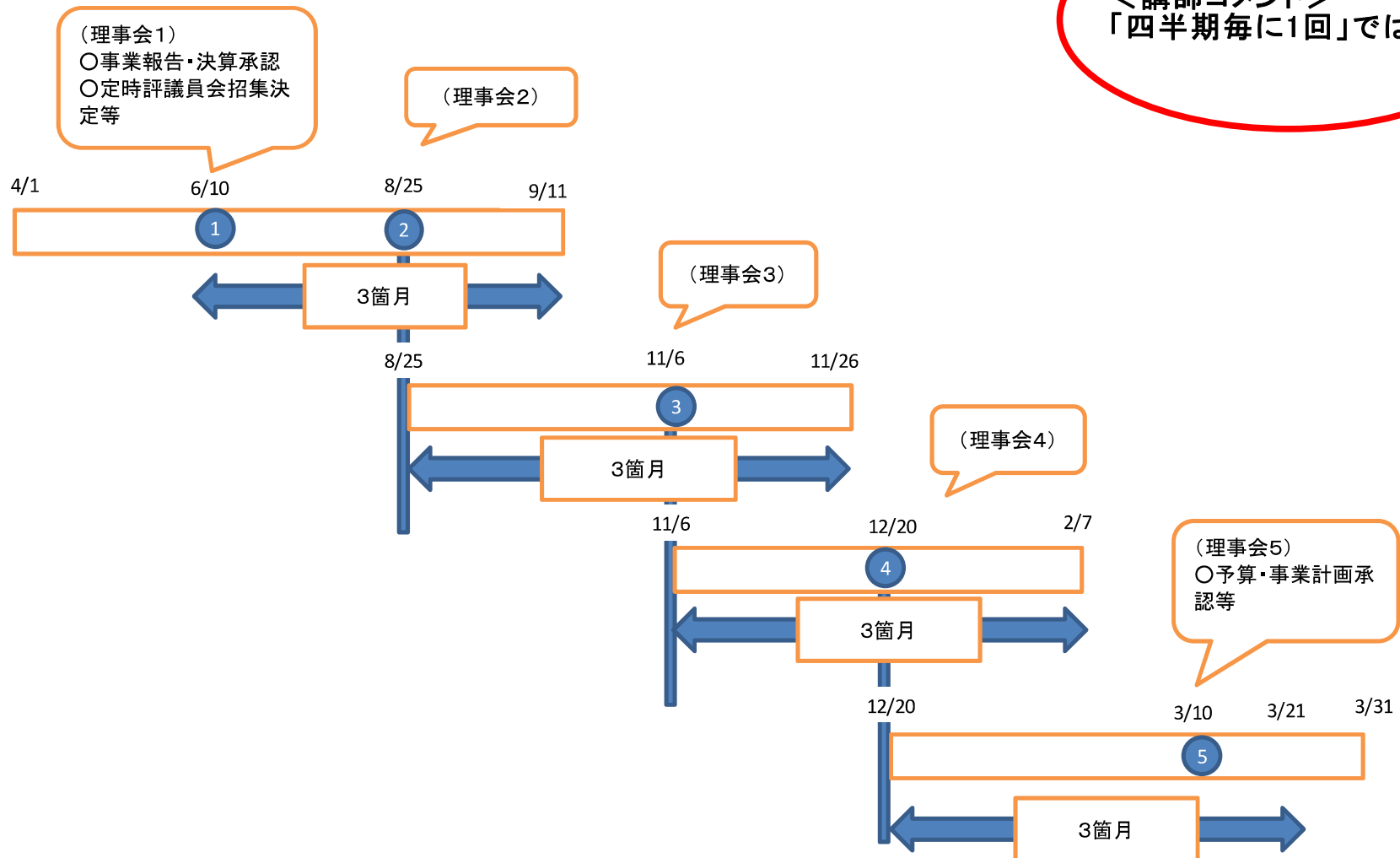


### 【理事会の権限（主なもの）】

- ・ 法人の業務執行の決定
  - ・ 理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
  - ・ 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
  - ※ 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。
- ① 重要な財産の処分及び譲受け
  - ② 多額の借財
  - ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
  - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - ⑤ 内部管理体制
  - ⑥ 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

# 理事長・業務執行理事の理事会への報告回数

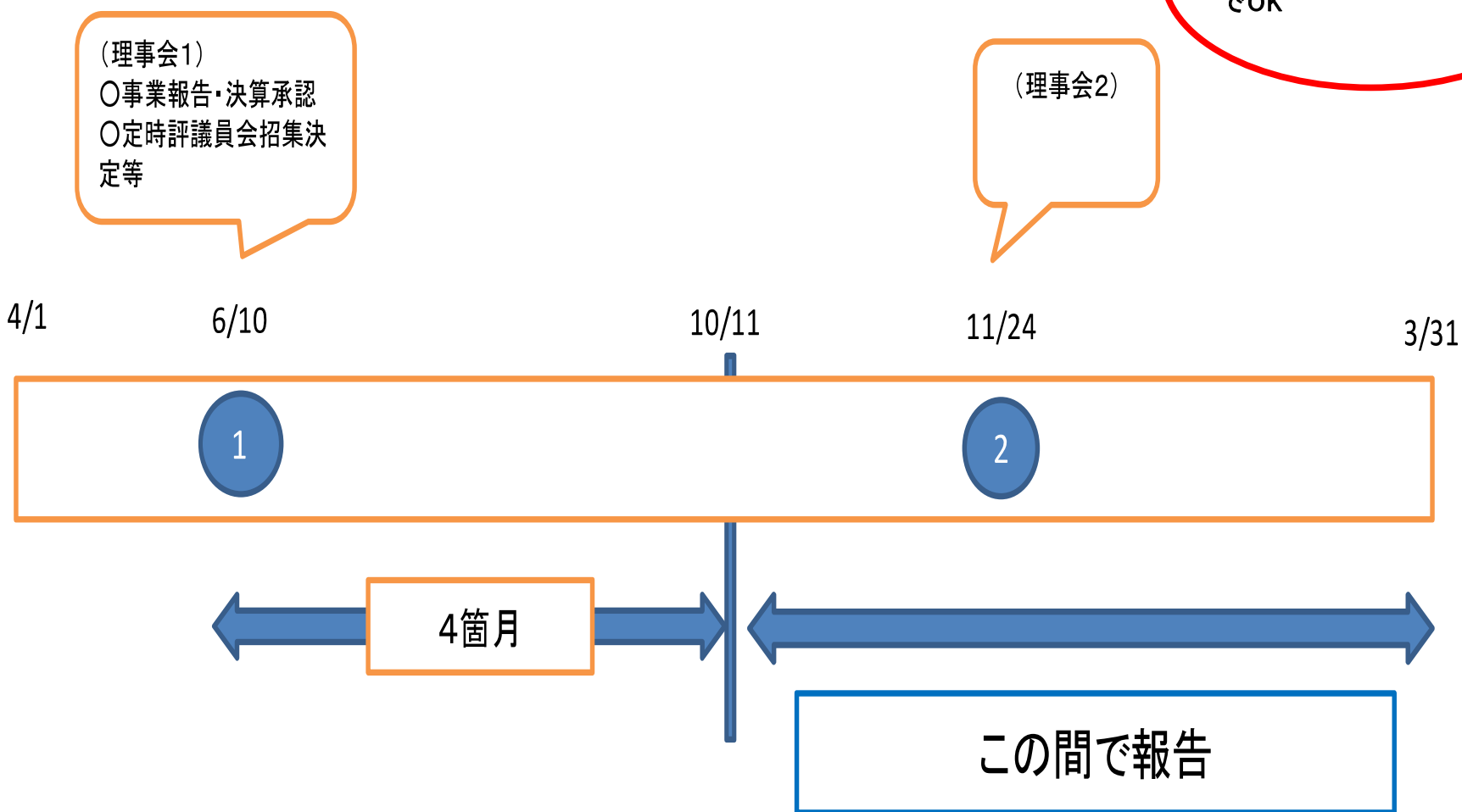
3箇月に1回以上報告するとした場合





# 理事長・業務執行理事の理事会への報告回数

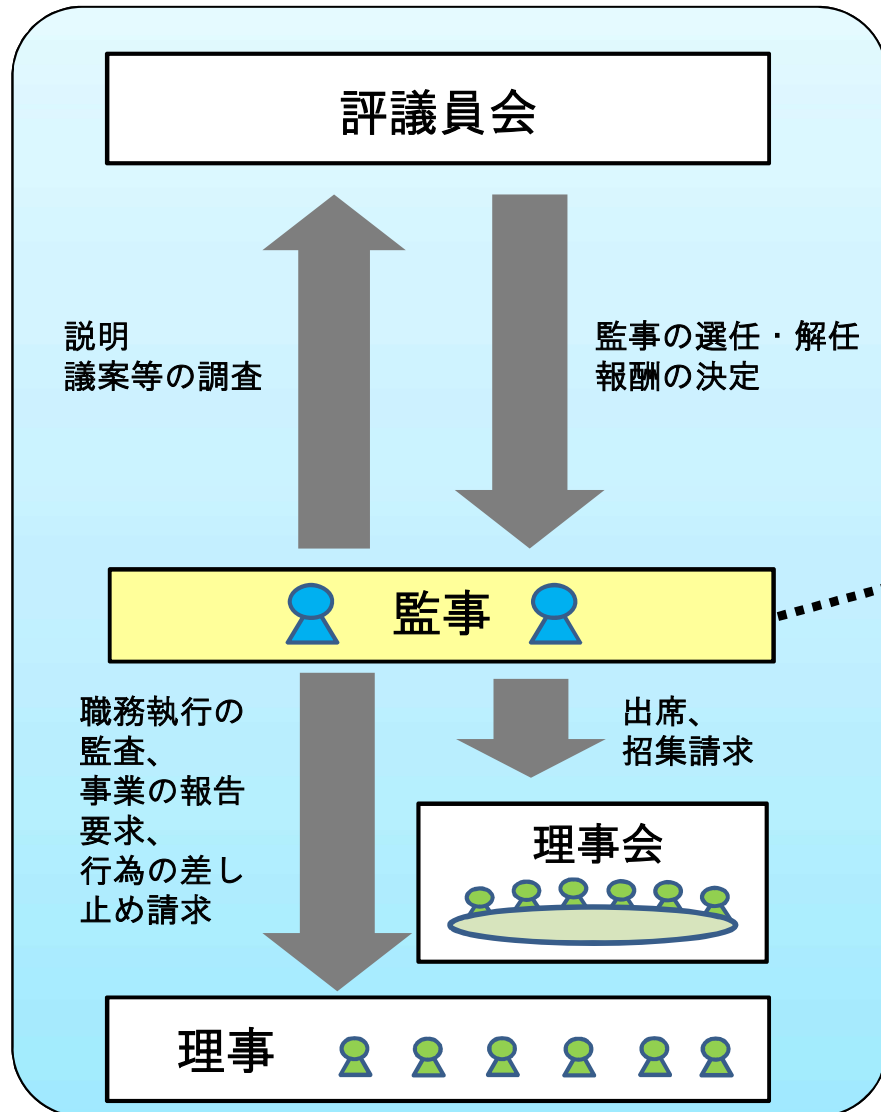
4箇月を超える間隔で2回以上報告するとした場合



# 監事

<講師>  
公益財団や会社と類似

- 監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。
- 監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



## 【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・ 計算書類等の監査
- ・ 事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・ 理事会の招集請求
- ・ 理事の行為の差し止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・ 会計監査人の解任

## 【監事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 理事会への出席義務
- ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
- ・ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・ 評議員会における説明義務（→理事と同じ）

## 【監事の責任】

- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

# 監査報告書

平成29年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会  
理事長 〇〇 〇〇 殿

監事 〇〇 〇〇 印  
監事 〇〇 〇〇 印

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### ① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### ② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

# 評議員・理事・監事・会計監査人について①

	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を超える数（法第40条第3項） ※ 経過措置（平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人は、平成29年4月1日から3年間、4人以上とする。）	6名以上（法第44条第3項）	2名以上（法第44条第3項）	法人に応じて
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）</li> <li>当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）</li> <li>当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号）</li> <li>財務管理について識見を有する者（同項第2号）</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。</li> <li>公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。</li> </ul>
選任・解任方法	定款で定める方法（法第31条第1項第5号） ※ 外部委員が参加する機関の決定に従って行う方法等 ※ 理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効（同条第5項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）。</li> <li>理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。</li> </ul>	ア 会計監査人の選任 <ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査人は、評議員会の決議によって選任する（法第43条第1項）。</li> <li>理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。</li> </ul> イ 会計監査人の解任 <ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</li> <li>会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。</li> <li>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</li> </ol> </li> <li>理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。</li> <li>監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。</li> </ul>

社福の特徴  
次頁に拡大

# 評議員・理事・監事・会計監査人について①

	評議員	理事	監事
員数	理事の員数を超える数（法第40条第3項） ※ 経過措置（平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人は、平成29年4月1日から3年間、4人以上とする。） <参考> 公財3名	6名以上（法第44条第3項） <参考> 公財3名、大会社3名	2名以上（法第44条第3項） <参考> 公財1名、大会社3名
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条） 資格要件は社福の特徴	・ 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。 ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号） ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号） ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）	・ 監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。 ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号） ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）

# 評議員・理事・監事・会計監査人について②

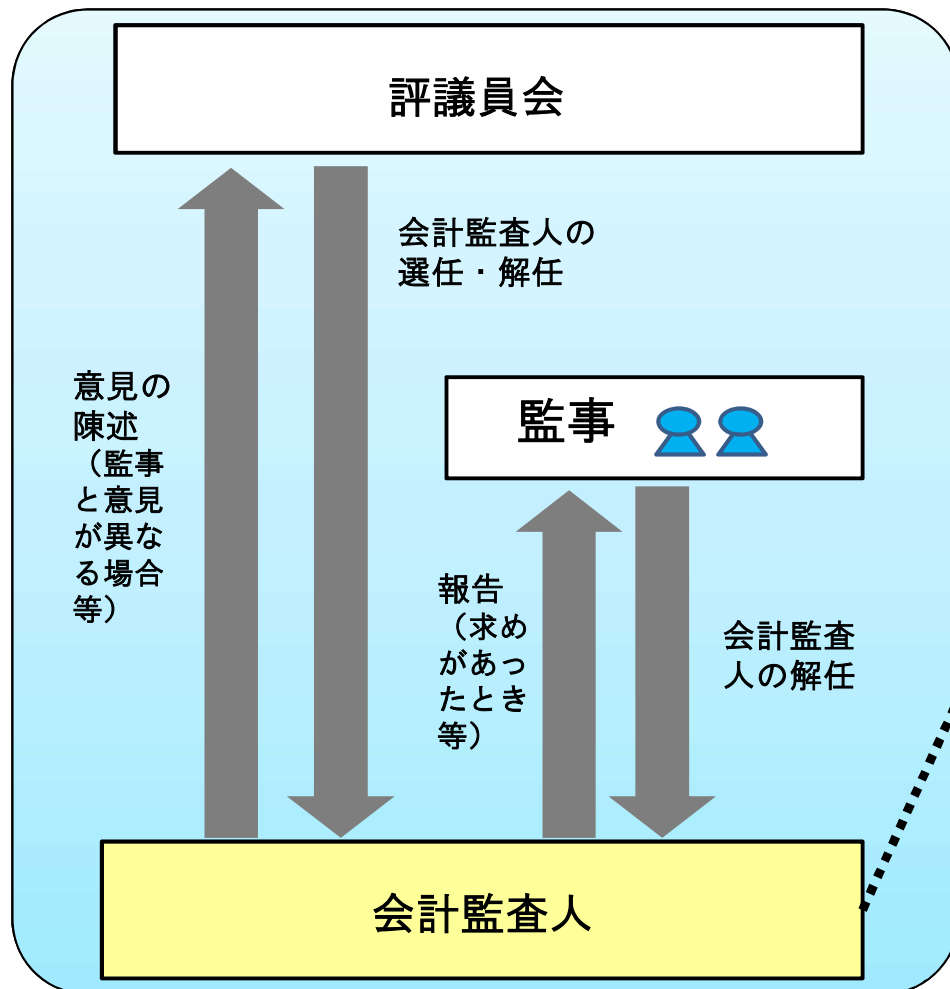
	評議員	理事	監事	会計監査人
任期	<p><b>&lt;参考&gt; 公財と同じ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第41条第1項）</li> <li>・ 定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能（同項ただし書）</li> <li>・ 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能。</li> </ul>	<p><b>&lt;参考&gt; 会社、公財と同じ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。</li> <li>・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。</li> <li>・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。</li> </ul>	<p><b>&lt;参考&gt; 大会社4年、公財4年（短縮可）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。</li> <li>・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。</li> <li>・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条の3第1項）。</li> <li>・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。</li> </ul>
欠員が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、<u>なお、評議員としての権利義務を有する</u>（法第42条第1項）。</li> <li>・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第2項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、<u>新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する</u>（法第45条の6第1項）。</li> <li>・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第45条の6第1項）。</li> </ul>	理事と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第45条の6第3項）。</li> <li>・ なお、<u>法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。</u></li> </ul>



# 会計監査人

<講師>  
公益財団や会社と類似

- 会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。
- 会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



## 【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

## 【会計監査人の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

## 【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

無断掲載禁止

※ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である（施行令第13条の3）。  
転載：厚労省「平成28年11月28日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」資料

# 社会福祉法人・医療法人への公認会計士の監査導入

社会福祉法人・医療法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等を図る目的で、社会福祉法及び医療法がそれぞれ改正され、公認会計士による監査を受けることが義務付けられました。

## 医療法人

### 改正後医療法 第51条

2 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

5 第二項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

## 社会福祉法人

### 改正後社会福祉法 第37条「会計監査人の設置義務」

特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。）は、会計監査人を置かなければならない。

### 第45条の2「会計監査人の資格等」

会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。

＜厚生労働省令第96号（平成28年4月20日）＞

- ・ 負債50億円又は事業収益70億円の医療法人
- ・ 負債20億円又は事業収益10億円の社会医療法人
- ・ 社会医療法人債発行医療法人

おおよそ

250

250

少

500

対象法人の  
規模

- ・平成29年度・平成30年度：  
収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
- ・平成31年度・平成32年度：  
収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
- ・平成33年度以降：  
収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。  
(第19回社会保障審議会福祉部会の資料より)

平成29年4月2日以降に開始する事業年度から  
(多くの医療法人は平成30年4月1日開始事業年度から)

開始年度

平成29年4月1日に開始する事業年度から



## 都道府県別公認会計士数・社会福祉法人数(規模別) **推計値**

無断掲載禁止

都道府県	公認会計士 (注1)	社会福祉法人数(注2)					
		収益	50億円以上	40億円以上	30億円以上	20億円以上	10億円以上
		負債	100億円以上	80億円以上	60億円以上	40億円以上	20億円以上
北海道	349	8	11	14	21	78	
青森県	25	0	0	2	2	27	
岩手県	29	2	2	2	2	26	
宮城県	192	0	0	2	5	35	
秋田県	20	0	0	0	0	2	
山形県	41	0	0	0	0	9	
福島県	62	2	3	5	11	36	
茨城県	102	2	3	5	8	26	
栃木県	76	0	0	0	2	20	
群馬県	88	0	0	0	3	18	
埼玉県	656	3	9	15	27	90	
千葉県	645	2	3	5	9	50	
東京都	15,987	18	29	44	98	203	
神奈川県	1,349	12	17	26	45	115	
新潟県	157	2	3	5	14	32	
富山県	100	0	0	0	0	8	
石川県	129	0	3	3	3	14	
福井県	46	0	0	0	3	20	
山梨県	35	0	0	0	0	0	
長野県	135	2	3	3	9	32	
岐阜県	130	0	0	0	2	23	
静岡県	310	3	3	5	20	66	
愛知県	1,383	6	9	14	30	68	
三重県	93	0	0	0	0	20	

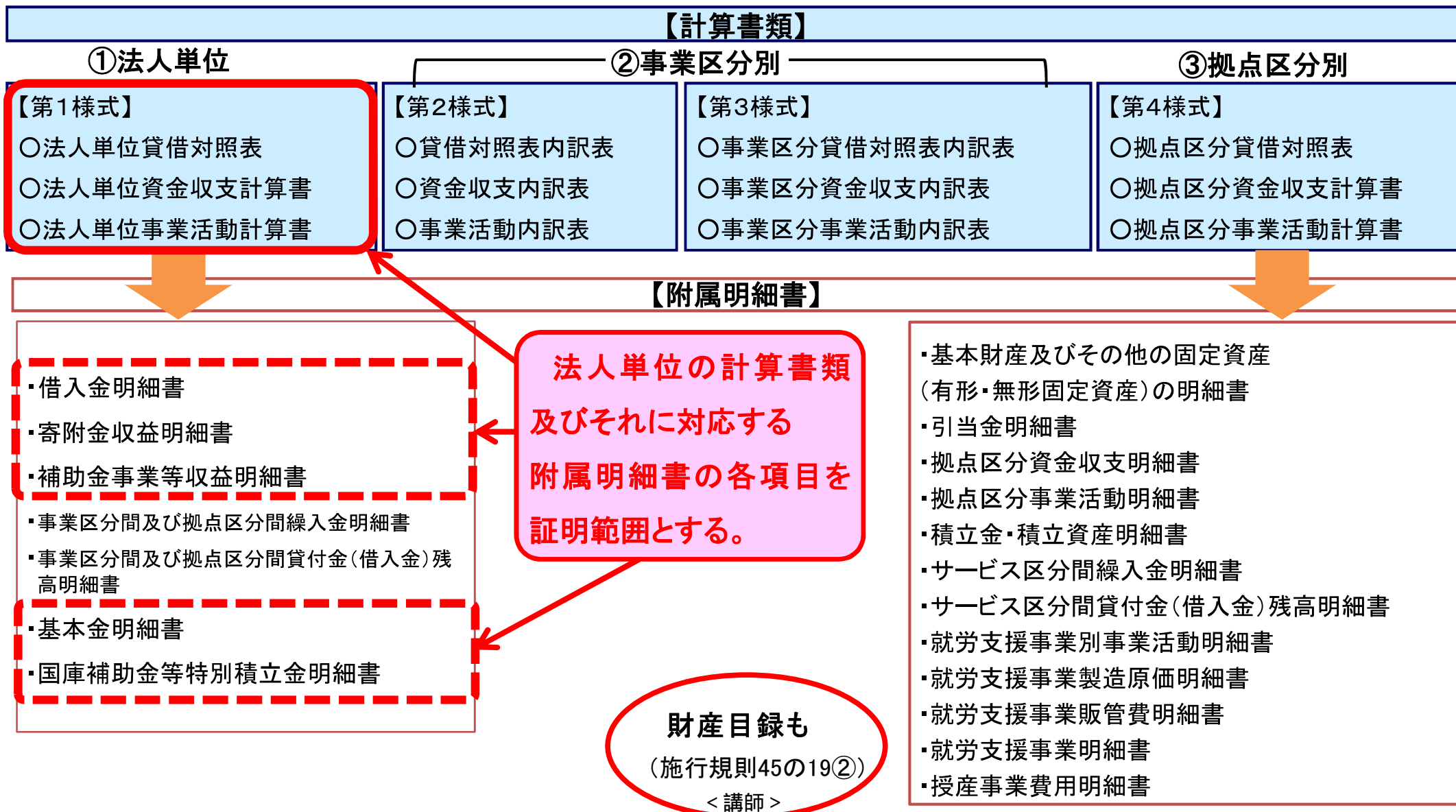
都道府県	公認会計士 (注1)	社会福祉法人数(注2)					
		収益	50億円以上	40億円以上	30億円以上	20億円以上	10億円以上
		負債	100億円以上	80億円以上	60億円以上	40億円以上	20億円以上
滋賀県	62	2	2	2	2	24	
京都府	530	3	3	5	14	27	
大阪府	3,174	12	18	27	44	137	
兵庫県	670	3	5	14	23	99	
奈良県	110	0	0	0	0	15	
和歌山県	30	2	2	2	6	24	
鳥取県	12	0	0	0	0	0	
島根県	21	0	2	2	3	14	
岡山県	102	0	3	3	8	35	
広島県	250	2	3	3	9	33	
山口県	38	0	0	0	2	8	
徳島県	31	0	0	0	0	8	
香川県	95	0	0	0	2	8	
愛媛県	76	0	0	2	3	20	
高知県	15	0	0	0	0	12	
福岡県	627	0	0	3	6	48	
佐賀県	19	2	2	3	8	14	
長崎県	27	0	0	3	8	18	
熊本県	66	2	5	5	6	17	
大分県	41	0	0	2	3	18	
宮崎県	30	0	0	0	3	14	
鹿児島県	63	0	0	0	0	18	
沖縄県	65	2	3	3	6	14	
全国	28,293	86	142	220	463	1,636	

(注1) 公認会計士数は平成28年4月30日現在(日本公認会計士協会調べ)

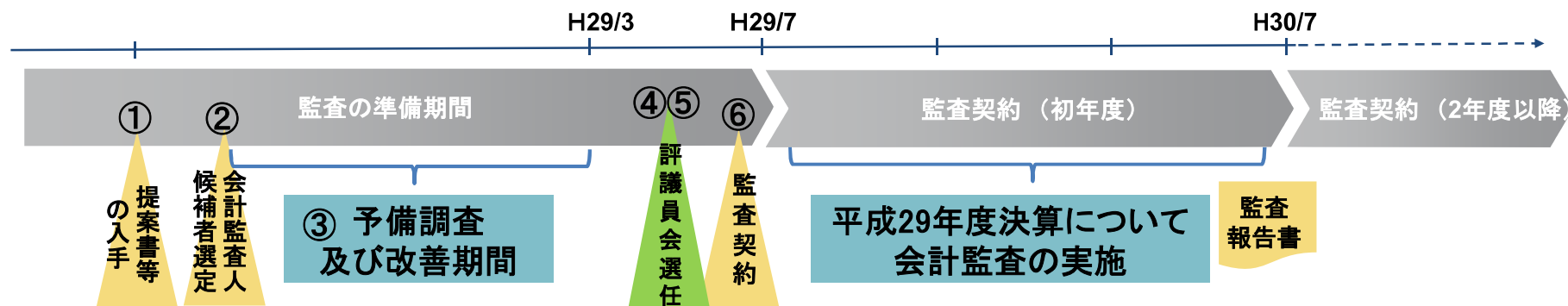
(注2) 平成25年度会計の財務諸表データにおいて、収益及び負債額の集計ができた法人13,318法人をベースに、平成25年度末の法人数20,067法人に換算。

# 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

## (1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について



# 会計監査人監査に係るスケジュール例



※年月の記載は例示

社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議 平成29年5月～6月
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任 平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	⑥監査契約締結 平成29年6月～7月

※ 会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日(平成29年4月1日)以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

## Ⅲ. 監査スケジュール・イメージ（例）（3/6）

### <想定社会福祉法人>

社会福祉法人 A： 同一事業 2拠点 収益10億円の場合の一例  
 監査チーム： 2～3名（作業日数延べ30人日程度）

- ※ 初年度は通常、契約前に導入準備及びその支援業務があります。
- ※ 法人が実施している事業や内部管理体制により、実際のスケジュールや手続は異なります。  
 工数が増えることもあれば、効率的に実施できる場合には工数が減ることもあります。

### <詳細監査スケジュール その1（契約後～年内）>

時期	内容	詳細
7～9月 (1人日)	理事・監事との意見交換	監査の基本的な方針を決定するために、理事・監事それぞれに対し法人の事業概要・組織体制・内部管理体制の状況についてインタビューを行います。
9月 (1人日)	監査の基本方針の策定	法人を取り巻く外部環境・内部環境、予算、理事・監事とのインタビューを踏まえて、年間を通じての監査の基本的な方針を決定します。
7月～12月 (6人日)	内部管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人運営全般（役員の選任、決裁体制等）に関するルールが策定されているか、そのルールに則り、法人運営が行われているかどうかを確認します。</li> <li>・ 日常業務（出納管理、契約・発注者選定、会計処理、債権債務管理体制）に関するルールが策定されているか、そのルールに則り、日常業務が行われているかどうか確認します。</li> <li>・ 計算書類の数値に影響を与える会計ソフトの利用状況を確認します。</li> <li>・ 会計担当者が法人内マニュアルに則って会計ソフトを利用しており、承認等の手続が規程通りに行われているか確認します。</li> </ul>
12月 (2人日)	拠点への訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面のみではなく、法人運営状況を実際に確認するために、事業を実施している拠点を訪問し、事業の状況や日常業務の実施状況の確認を行います。</li> </ul>
12月 (1人日)	期末監査手続の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部管理体制の確認や拠点への訪問の結果を受けて、計算書類の数字が間違っていないかを確認するための、決算日以降の監査手続の方法を決定します。</li> </ul>
7月～3月 (4人日)	期中取引テスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部管理体制の確認の後に、期中に行った取引のうち、一定数をピックアップし、正確に会計帳簿に記帳されているかを確認します。</li> </ul>

## Ⅲ. 監査スケジュール・イメージ（例）（4/6）

<詳細監査スケジュール その2（年明け～意見表明まで）>

時期	内容	詳細
1～3月 (1人日)	問題点の改善状況の検討	内部管理体制の確認・拠点への訪問等により、課題があった場合には、課題を連絡し、法人へ課題を改善するようアドバイスします。
3月 (0.5人日)	決算に向けての 事前打ち合わせ	決算日以降の監査（期末監査）に向けて、打ち合わせを実施します。 ① 決算をむかえるにあたって困っている事項の確認 ② 決算作業スケジュールの確認 ③ 監査往査日程の確認 ④ 期末監査の際に準備が必要な資料の依頼
期末日 (1人日)	現物確認	固定資産（器具備品等）や棚卸資産（商品等）がある場合には、実際に現物を確認します。法人が実施している場合には、法人の現物確認方法を確認のうえ、一定数をピックアップし現物を確認します。
期末日 (1人日)	有価物の現物確認	現金や商品券等（貴重品）がある場合には、現物を確認します。また、法人の現物確認方法を確認します。
4月 (1人日)	確認状の発送・回収	預金等、外部に預けているため現物が確認できないもの、未収金・未払金等の債権債務については、預け先に返信用手紙（確認状といいます）を送り、預かっているかどうか、預かっている金額を記載してもらい、直接会計監査人へ返信してもらいます。この返信と計算書類の金額が一致していることを確認します。なお、この確認状は法人に作成をお願いします。
4～5月 (7.5人日)	期末監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算書類、決算資料、勘定内訳表等を用意いただき、現物確認結果や確認状の回答との一致を確認します。</li> <li>・ 決算数値が間違っていないことを確認するために、主に以下の項目を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 前期比較分析</li> <li>✓ 予算分析</li> </ul> </li> <li>・ 計算書類の科目や金額が間違っていないことを確認します。</li> </ul>
5～6月 (1人日)	審査	監査を実施した担当者とは別の担当者が、監査実施者がきちんと監査を実施したかについて、確認を行います。
6月 (1人日)	必要に応じて審査対応	審査の結果、必要に応じて追加の手續や説明等を行います。
6月 (1人日)	監査意見の表明 ・監査結果報告	審査終了の後、監査報告書を提出します。また、監査実施内容や今後の課題について報告します。

<講師仮計算>

@12,500 × 30人日 × 7時間 = 262万

# VI. 参考資料：監査報酬実績 (1/3)

## 1. 監査報酬

監査報酬は、**工数(時間) × 単価**のタイムチャージ方式

○時間当たり平均単価 (円)

会社法：	¥12,301
学校法人全体：	¥12,810
文部科学大臣所轄：	¥13,391
知事所轄：	¥14,099

## 2. 監査報酬統計データ

<平成26年度 監査区分ごと>

監査区分	会社数	監査の実施状況					監査時間数					監査報酬		
		人数総計	1 監査対象当たり人数の平均			監査時間総計	1 監査対象当たり時間の平均			監査報酬総額 (千円)	1 社当たり平均 (千円)	時間当たり平均単価 (円)		
			監査責任者	補助者等 会計士	その他		計	監査責任者	補助者等 会計士				その他	計
金商法 (個別のみ)	659	8,133	2.0	5.9	4.5	12.3	1,001,029.0	190.5	814.7	513.7	1,519.0	11,367,294 (4.8%)	17,249	11,356
金商法 (連結あり)	3,208	64,617	2.2	9.1	8.8	20.1	12,406,554.2	360.4	2,108.0	1,399.0	3,867.4	146,952,333 (62.5%)	45,808	11,845
会社法	5,539	69,414	1.8	5.6	5.1	12.5	4,918,887.1	76.9	460.0	351.1	888.0	60,509,678 (25.7%)	10,924	12,301
信金・信組・労金	363	4,988	2.0	6.7	5.1	13.7	359,389.9	143.3	580.7	266.1	990.1	3,833,117 (1.6%)	10,560	10,666
学校法人	5,976	23,086	1.2	1.4	1.3	3.9	710,033.2	47.8	40.4	30.6	118.8	9,095,681 (3.9%)	1,522	12,810
特定目的会社	402	2,692	1.3	3.1	2.2	6.7	42,989.0	8.8	42.8	55.3	106.9	596,625 (0.3%)	1,484	13,879
投資事業有限責任組合	660	5,495	1.5	3.9	2.9	8.3	53,063.8	7.6	40.0	32.8	80.4	674,017 (0.3%)	1,021	12,702

(日本公認会計士協会監査実施状況調査(平成26年度)より)

※ 学校法人には、幼稚園法人 (4,508法人：帰属収入3億円未満4,104法人、3億円以上404法人) が含まれます。



# 内部管理体制について

<講師>  
公益財団や会社とほぼ同じ

## 1. 概要

- 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。

※ 一定規模については、会計監査人と同様。

## 2. 内部管理体制の内容

- 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、以下の内容である（施行規則第2条の16）。
  - ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
  - ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
  - ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
  - ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## <法人における作業の流れ>

① 内部管理体制の現状把握  
・ 内部管理状況の確認、  
内部管理に係る規程等の  
整備状況の確認

② 内部管理体制の課題認識  
・ 現状把握を通じて、業  
務の適正を確保するた  
めに必要な体制と現状の体  
制を比較し、取り組むべ  
き内容を決定

③ 内部管理体制の基本方針  
の策定  
・ 法人の内部管理体制の  
基本方針について、理事  
会で決定

④ 基本方針に基づく内部管  
理体制の整備  
・ 基本方針に基づいて、  
内部管理に係る必要な規  
程の策定及び見直し等

# 社会福祉法人の役員等の兼務について

## 1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)
監事	× (公認会計士法)		× (社福法第44条第2項)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第44条第2項)
理事	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)		× (社福法第40条第2項)	○
評議員	× (公認会計士法)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第40条第2項)		× (社福法第40条第2項)
職員	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)	○	× (社福法第40条第2項)	

## 2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

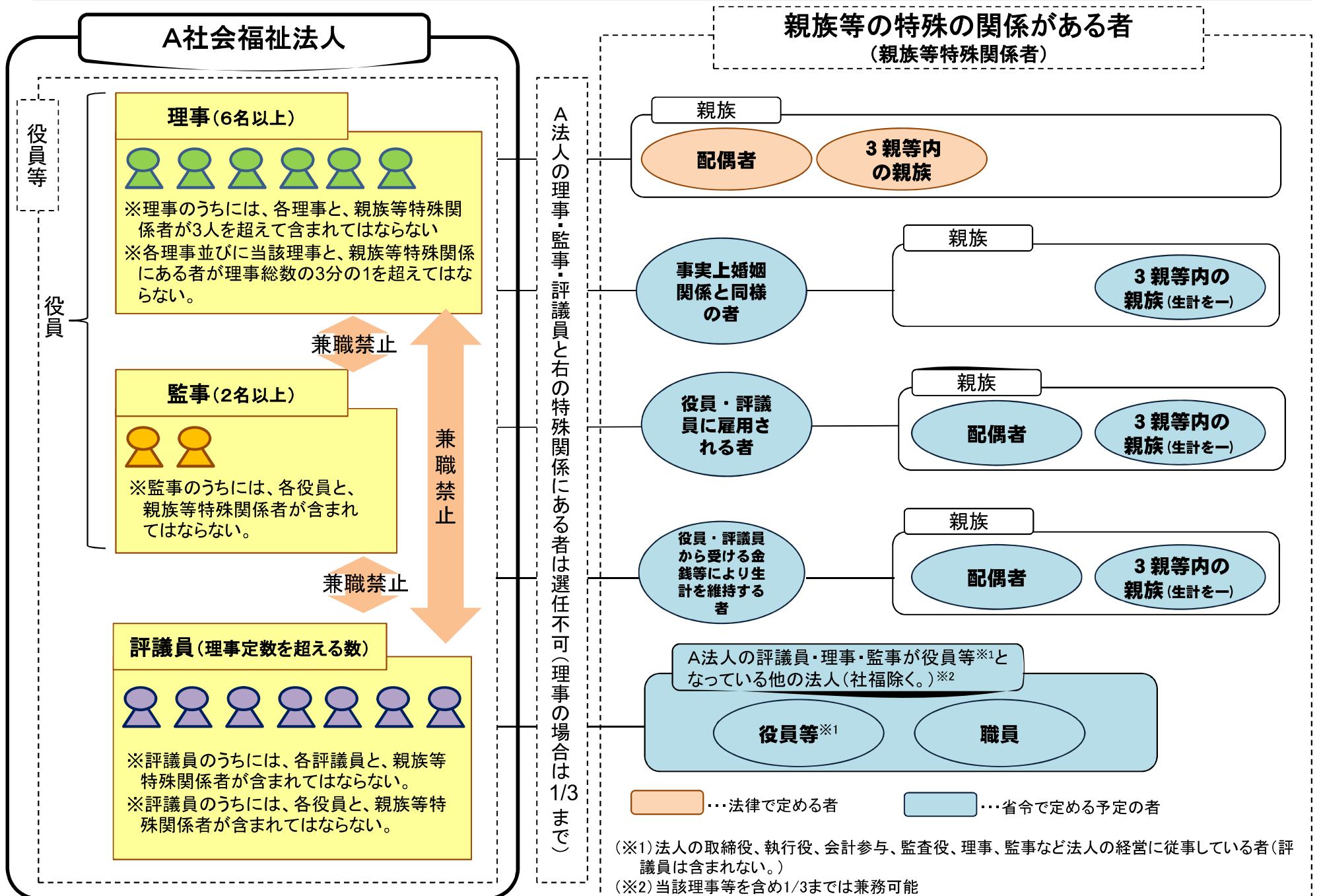
	評議員	監事		会計監査人	
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○	記帳代行業務	×
	記帳代行業務・税理士業務	×	×		
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○	税理士業務	×
	業務執行に当たる場合	×	×		

使用人兼務役員  
<講師>

公財には  
このような定めなし  
<講師>



# 社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



情報公開

## 【2】事業運営の透明性の向上

H29.4.1（一部H28.4.1）施行

## 2. 運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
  - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
  - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
  - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

<講師コメント>  
 (※1) 社会福祉法人財務情報等開示システムへの届出で可

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○(※1)	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○(※1)	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○(※) (※1)	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○(※) (※1)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※) 現況報告書に記載 転載: 厚労省「平成28年11月28日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」資料

# 法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について①

届出又は申請事項			所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国への報告・提供事項) (法第59条の2第2項、第3項、第6項)	公表事項 (法第59条の2第1項第3号)	公表方法		
定款 (設立時の承認の申請 法31条1項) (変更の承認の申請 法45条の36第2項) (軽微な変更の場合の届出 法45条の36第4項)			○ (法第31条、45条の36、59条)	×	○ (第1号)	法人HP等		
計算書類等 (法第59条第1号)	計算書類 (法45条の32)	貸借対照表 (法45条の27第2項)	法人単位貸借対照表	○	○	○	システム	
			貸借対照表内訳表	○	○	○	システム	
			事業区分貸借対照表内訳表	○	○	○	システム	
			拠点区分貸借対照表	○	○	○	システム	
		収支計算書 (法45条の27第2項)	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書	○	○	○	システム
				資金収支内訳表	○	○	○	システム
				事業区分資金収支内訳表	○	○	○	システム
				拠点区分資金収支計算書	○	○	○	システム
			事業活動計算書	法人単位事業活動計算書	○	○	○	システム
				事業活動内訳表	○	○	○	システム
				事業区分事業活動内訳表	○	○	○	システム
				拠点区分事業活動計算書	○	○	○	システム
	事業報告 (法45条の32)			○	×	×		
	これらの附属明細書 (法45条の32)			借入金明細書	○	×	×	
				寄附金収益明細書	○	×	×	
				補助金事業等収益明細書	○	×	×	
				事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	×	×	
				事業区分間及び拠点区分間貸付金 (借入金) 残高明細書	○	×	×	
				基本金明細書	○	×	×	
				国庫補助金等特別積立金明細書	○	×	×	
				基本財産及びその他の固定資産 (有形・無形固定資産)の明細書	○	×	×	
				引当金明細書	○	×	×	
				拠点区分資金収支明細書	○	○	×	
				拠点区分事業活動明細書	○	○	×	
				積立金・積立資産明細書	○	×	×	
				サービス区分間繰入金明細書	○	×	×	
				サービス区分間貸付金(借入金) 残高明細書	○	×	×	
就労支援事業別事業活動明細書				○	×	×		
就労支援事業製造原価明細書				○	×	×		
就労支援事業販管費明細書				○	×	×		
就労支援事業明細書				○	×	×		
授産事業費用明細書				○	×	×		
これらの監査報告 (法45条の32)				○	×	×		
これらの会計監査報告 (法45条の32)			○	×	×			

# 法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について②

届出又は申請事項		所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国への報告・提供事項) (法第59条の2第2項、第3項、第6項)	公表事項 (法第59条の2第1項第3号)	公表方法	
(法第59条第2号) 財産目録等	財産目録 (法45条の34第1項第1号)	○	○	×		
	役員等名簿 (法45条の34第1項第2号)	○	×	○	法人HP等	
	報酬等の支給の基準 (法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)	○	×	○ (第2号)	法人HP等	
	事業の概要 その他省令で定める事項を記載した書類 (法45条の34第1項第4号)	当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	○	○	○	システム
		当会計年度の初日における評議員の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における理事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における監事の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	○	○	○ (一部×)	システム
		当会計年度の初日における職員の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における評議員会の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における理事会の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における監事の監査の状況	○	○	○	システム
		前会計年度における会計監査の状況	○	○ (一部×)	○ (一部×)	システム
		前会計年度における事業等の概要	○	○	○ (一部×)	システム
		前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及びその進捗の状況 (規則2条の41第12号)	○	○	○	システム
		当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	○	○	○ (一部×)	システム
		第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠	○	○	×	
	事業計画	○	×	×		
	その他必要な事項	○	○	○ (一部×)	システム	
社会福祉充実計画	○	○	○	システム		
(承認の申請 法55条の2第1項)	○	○	○	システム		
(変更の承認の申請 法55条の3第1項本文)	○	○	○	システム		
(軽微な変更の届出 法55条の3第1項但書)	○	○	○	システム		

(注)・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。

・実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないもの。

・社会福祉充実計画については、公表はシステムで行うものであるが、承認申請は文書で行う必要があるので留意すること。

# 【3】財務規律の強化<1>

## (適正かつ公正な支出)

- ・適正な役員報酬 H29.4.1施行
- ・利益供与の禁止(関連当事者取引開示) H28.4.1施行
- ・会計基準 H28.4.1施行

# 社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 再投下可能な財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

## I 適正かつ公正な支出管理

### 適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

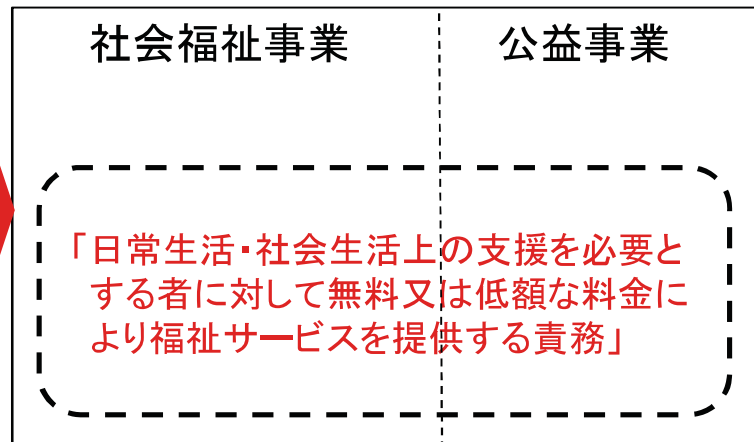
### 利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表  
(対象範囲の拡大)

### 会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業



収  
支  
差

## II 再投下可能な財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
  - ・評議員会による内部牽制
  - ・外部監査(会計監査人)の導入
  - ・財務諸表の公表
- 等

### いわゆる内部留保

#### 事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

#### ①社会福祉事業等投資額

社会福祉事業等に関する

- ・施設の新設・増設
- ・新たなサービスの展開
- ・人材への投資

#### ②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

#### ③公益事業投資額

## III 福祉サービスへの再投下

### 「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
  - ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
  - ・所轄庁による計画の承認
  - ・実績の所轄庁への報告と公表
- 等

## 旧法における役員報酬(参考)

〈参考〉社会福祉法人定款準則(H29.3.31まで有効)

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、  
役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

(対応方法の例)

〈常勤役員〉

理事長(常勤)を施設長兼任とし、  
役員報酬ゼロで職員(施設長)給料を支払

〈非常勤役員〉

理事会等への出席の都度、数千円を支払



# 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

## 【評議員の報酬】

- 評議員の報酬は定款で定めなければならない。

## 【理事の報酬】

- 理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

## 【監事の報酬】

- 監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。
- 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。

## 【会計監査人の報酬】

- 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得なければならない。

年間総支給  
限度額等の  
ワケ

<評議員会決議事項>  
・役員報酬等支給基準の承認

※無報酬の場合は、その旨定めることとなる。

特徴

## 【区分ごとの報酬総額の公表】

- 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表。

実績

## Q&A

問 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

答

1. (略)個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

## 財務規律の強化(適正な役員報酬)

29.4 ~

- ・ 役員報酬基準の設定と公表

公財と同じ

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準（社福法 45 の 35 ）

- ・ 役員区分ごとの報酬総額の公表

公財よりキビシイ

# 財務規律の強化(役員等関係者への特別の利益供与の禁止)

## 改正法の内容

○ 改正法では、公益法人と同様、評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととしている。

◎改正法第一条による改正後の社会福祉法（平成二十六年政令第四十五号）（抄）

（特別の利益供与の禁止）

第二十六条の二 その事業を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

<講師コメント>  
「特別の利益供与」の具体的な定義無し

<講師コメント>  
会社法は、総会屋対策としての  
「株主等の権利の行使に関する利益の供与」

## 政令の内容

○ 政令で定める特別の利益供与を与えてはならない法人の関係者は、公益法人と同様、以下の者とする。

- ① 評議員、理事、監事、職員、設立者
- ② ①の者の配偶者又は三親等内の親族
- ③ ①、②の者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ②、③以外に、①の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑤ 設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

◎社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第百八十五号）（抄）

（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者）

第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

# 財務規律の強化（会計基準の省令への位置付け）

（改正法の内容）

- 改正法では、平成28年4月1日から、
  - ①厚生労働省令で定める基準に従い会計処理を行わなければならない
  - ②厚生労働省令で定めるところにより会計帳簿を作成しなければならないこととされている。

（会計基準省令の考え方）

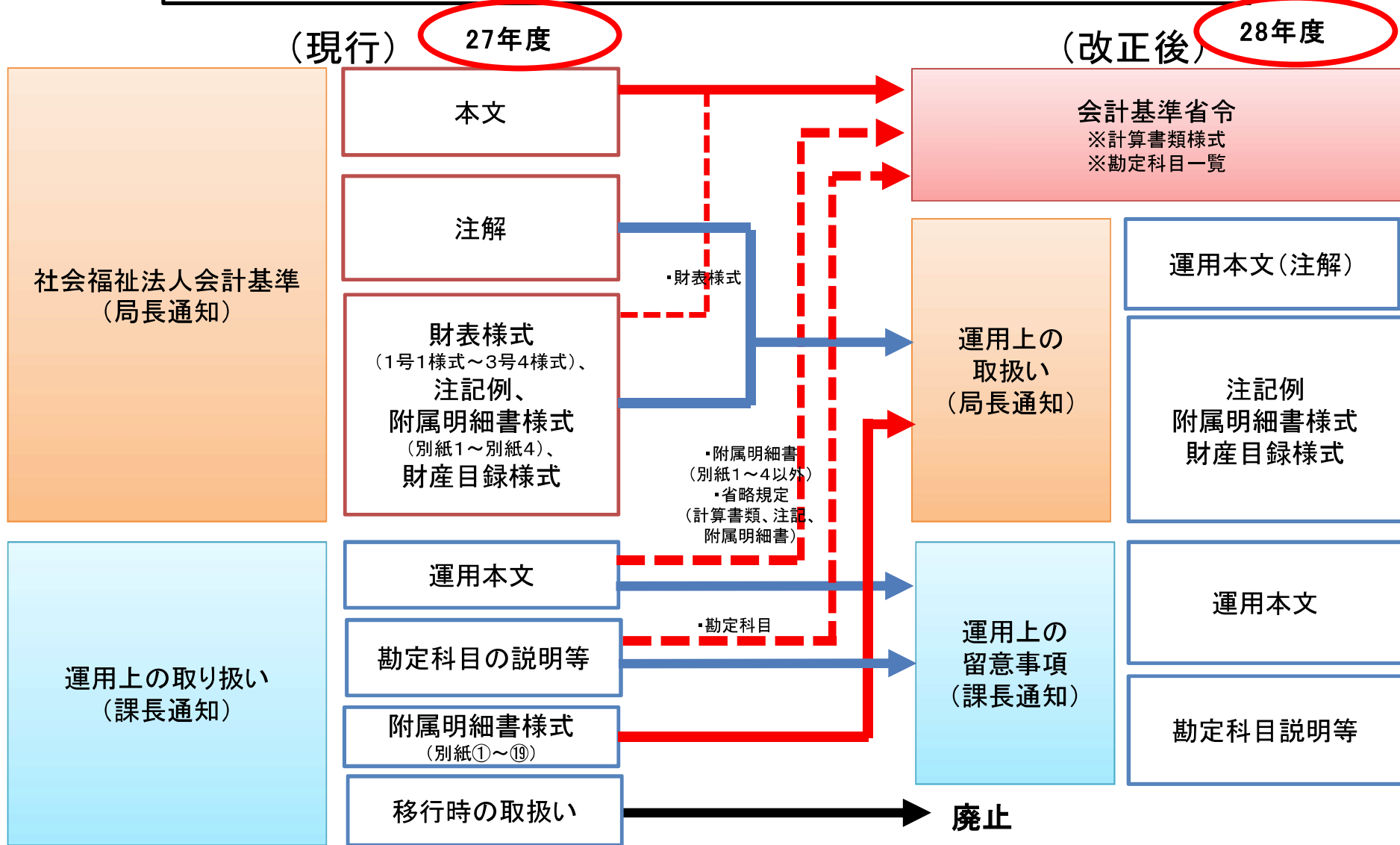
- 現行会計基準（局長通知等）の記載内容を省令に移行。
  
- 会計処理の方法等について、変更は生じない。

（※）省令には、会計の一般原則や計算書類の構成等、基本的な事項のみを記載予定。

（※）現行の社会福祉法人新会計基準には、平成24年度から移行。経過措置期間を経て、平成27年度に全ての法人が新会計基準に移行。

無断掲載禁止

# 会計基準省令化について（イメージ）



転載：厚労省「平成28年4月19日 第16回社会保障審議会福祉部会」社会福祉法等の一部を改正する法律の改正事項(平成28年4月1日施行分)について  
丸印及び丸印内の書き込みは講師

## 社会福祉法人会計基準関係＜H28.11.11 発出＞（主なもの）

### 社会福祉法人会計基準（省令）

- ・計算書類の定義の整理(2)
  - 計算書類及びその附属明細書（以下「**計算関係書類**」という）並びに財産目録
- ・関連当事者取引の注記の範囲の拡大（評議員、支配法人、被支配法人等の追加）(29②)
- ・勘定科目細分化→公費の投入を明確にするため、「受託事業収入」について「受託事業収入（公費）」と「受託事業収入（一般）」に細分化する等

### 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて（局長通知）

- ・役員退職慰労引当金が計上可能となった(18(4))
- ・財産目録の様式修正（別紙4）※

### 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（課長通知）

- ・決算が会計年度終了後3ヶ月以内となる(3) ※
- ・引当金は徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限定されない(18)
- ・関連当事者との取引について(26)
- ・法人税、住民税及び事業税等について(24)
- ・勘定科目説明（別添3）の修正

※28年度決算から適用



# 【3】財務規律の強化<2>

内部留保の明確化と福祉への再投資  
→社会福祉充実計画

H29.4.1施行

# 社会福祉充実計画の趣旨

## 社会福祉法第55条の2第1項(一部略称)

社会福祉法人は、毎会計年度において、「資産から負債を控除した額」が「事業継続に必要な財産」の額を超えるときは、既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。

■社会福祉充実計画とは、法人の保有する財産から、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお「一定の財産」が生じる場合に、

- ①社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、
- ②公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るため

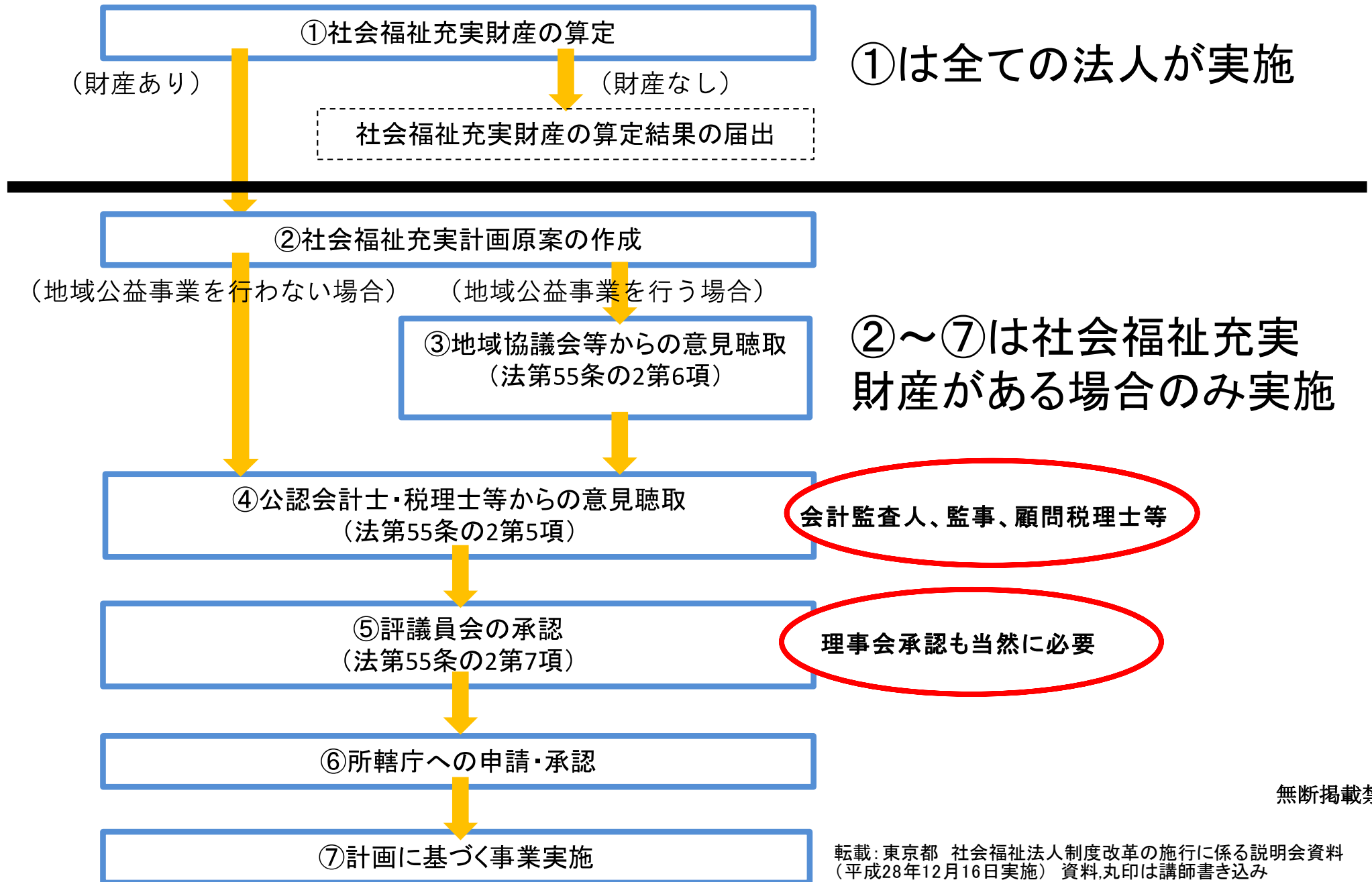
に作成するもの

(厚労省資料)

(法令用語)

※「一定の財産」＝「社会福祉充実財産」＝「社会福祉充実残額」

# 社会福祉充実計画関係事務の流れ



無断掲載禁止

転載: 東京都 社会福祉法人制度改革の施行に係る説明会資料  
(平成28年12月16日実施) 資料,丸印は講師書き込み

いわゆる  
内部留保

# 「社会福祉充実財産」について

# 社会福祉充実残額の算定式(まとめ)

純 資 産	基本金			
	国庫補助金等 特別積立金			
	活用可能な 財産	控 除 対 象 財 産	① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産 【財産目録により特定した事業対象不動産等の合計額 -基本金(1号2号)-国庫補助金等特別積立金-対応負債】	① 同左
			② 再取得に必要な財産	②+③ と④ 大きい額 を選択
			A 将来の建替に必要な費用 【建物・建附の減価償却累計額×建設単価等上昇率×自己資金比率】	
B 建替までの間の大規模修繕に必要な費用 【(建物・建附の減価償却累計額×一般的な大規模修繕費用割合 30%) -大規模修繕実績額】				
		C 設備・車両等の更新に必要な費用 【構築物、備品、車両等の減価償却累計額】		
		③ 必要な運転資金【事業活動支出 3ヶ月分】		
		<b>社会福祉充実残額</b>	<b>社会福祉充実残額</b>	

## 控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」について（案）

- 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、整理する。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<p>○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。</p>	<p>○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等</li> <li>・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等</li> <li>・ サービス提供に必要な送迎車両</li> <li>・ サービス提供に必要な介護機器</li> <li>・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等)</li> <li>・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等)</li> <li>・ 災害時のための食料・物品の備蓄</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金</li> <li>・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの)</li> <li>・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現預金、有価証券</li> <li>・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。)</li> <li>・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。)</li> <li>・ 美術品</li> </ul>

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。



## 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定のメルクマール

○「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、原則として、貸借対照表上の資産の区分に応じ、以下の考え方にに基づき、その該当の有無を判定することとし、具体的には財産目録により、表示することとしてはどうか。

(◎・・・控除対象となるもの、○・・・社会福祉事業等の用に供されるものに限りに、控除対象となるもの、－・・・控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ①	現金預金	現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等)及び預貯金(当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等)をいう。	－	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	－	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	－	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産②	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権(金融手形を除く)をいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種特性に応じ小区分を設けることができる。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎	
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ③	前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
	1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
	短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
	拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
流動資産 ④	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	
	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。	△	資産から控除済。
固定資産(基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	法人設立時に必要とされたものに限り、控除対象となる。
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産(その他の固定資産) ①	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
固定資産(その他の固定資産)②	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	最終的に用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	事業区分間長期貸付金	他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項 等
大区分	中区分	勘定科目の説明 (運用上の留意事項より抜粋)		
固定資産(その他の固定資産)③	拠点区分間長期貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。	/	法人全体の貸借対照表には計上されない。
	退職給付引当資産	退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。	/	負債から控除済。
	長期預り金積立資産	長期預り金(注:ケアハウス等における入居者からの管理費等)に対応して積み立てた現金預金等をいう。	/	負債から控除済。
	〇〇積立資産	将来における特定の目的のために積み立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">           用途・目的が明確に 特定されている場合は控除対象         </div>	—	用途目的の定めのない財産であることから控除対象とはならない。ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業による工賃変動積立金については、この限りではない。
	差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
	その他の固定資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。



(注1)基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券

→法人設立の要件となっている基本財産（社会福祉施設等を経営する法人にあっては、100万円又は1,000万円。社会福祉施設等を経営しない法人にあっては、1億円又は所轄庁が認めた額など、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日)等に基づき必要とされた額に限る。)の範囲内で控除対象となる。

(注2)・・・略・・・

(注3)国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から用途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産

→控除対象となる。

(注4)・・・略・・・

「Q&A」問8 人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)社会福祉充実残額の算定ルールは、全法人にとって公平なものであることが必要であることから、法人の任意でその多寡を決定できる積立資産については、会計上これが計上されていることのみをもって控除対象財産とはならない。

「Q&A」問18 「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から用途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】

(答)1. ...略...

2. また、「寄付者等から用途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」については、寄付金や会費等の募集に当たってあらかじめ定められた募集要綱や会則等又は寄付者による寄付申込書等において、特定された用途が明記されているものにより設置された積立資産や現預金、有価証券が該当する。

3. なお、上記「特定された用途」とは、「法人運営全般」といったような、その用途に法人の広範な裁量性のあるものは該当せず、「〇〇施設の運営」、「〇〇事業の実施」など、要綱等において、事業の種類が特定されていることが必要である。

※ 寄付金の用途について、法人が寄付者等から、広範な裁量を委ねられているのであれば、当該寄付金が社会福祉充実残額に充当されたとしても、結果として法人が実施する事業に還元されるものであり、寄付者等の意向とは矛盾が生じないものと考えられる。

# 控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

■ 個々の資産が「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」に該当するかの判定は、「財務諸表等電子開示システム」上の**財産目録**において行う。

平成28年度決算から追加された項目  
取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額

## 財産目録 (記載例)

平成 年 月 日現在

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額				貸借対照表価額
		取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	×××
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	運転資金として	—	—	×××
	小計					×××
事業未収金		—	〇月分介護報酬等	—	—	×××
.....	.....	—	.....	—	—	.....
流動資産合計						×××

→算定シート  
で判定 (財産  
目録を構成し  
ない)

(単位:円)	
控除対象	控除対象外
×	
×	
×	

# 控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

2 固定資産							
(1) 基本財産							
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	-	-	×××	○
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	-	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	-	-	×××	○
	小計						×××
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××	○
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××	○
	小計						×××
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	×××	○
投資有価証券	第〇回利付国債他	-	特段の指定がない	-	-	×××	×
基本財産合計							
(2) その他の固定資産							
土地	(C拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	-	5年後に開設する〇〇事業のための用地	-	-	-	
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	-	本部として使用している	-	-	-	
	小計						×××
建物	(D拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××	○
車両運搬具	〇〇他3台	-	利用者送迎用	×××	×××	×××	○
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	-	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	-	-	×××	×
その他の固定資産合計							×××
固定資産合計							×××
資産合計							×××

固定資産は「取得価額」と「減価償却累計額」を記載する。  
建物は「取得年度」も記載する。

# 控除対象財産①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	-		-	-	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	-		-	-	×××
.....	.....	-		-	-	.....
流動負債合計						×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	-		-	-	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
.....	.....	-		-	-	.....
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

記載上の留意事項が新たに示された。

- (記載上の留意事項)
- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
  - ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
  - ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
  - ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
  - なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
  - ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
  - ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
  - ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。
  - また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
  - ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
  - ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

## 控除対象財産①

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

財産目録により特定した「事業対象不動産等」の合計額  
－基本金－国庫補助金等特別積立金－対応負債

### 基本金、国庫補助金等特別積立金、対応負債

■事業対象不動産等の財源である基本金、国庫補助金等特別積立金及び負債（施設整備借入金、リース債務）相当額は、「活用可能な財産」の算定時に既に控除されていることから、二重の控除を排除するため、差し引く調整を行う。

#### ・対応基本金

第1号基本金及び第2号基本金

#### ・対応負債

- ①1年以内返済予定施設整備資金借入金
- ②1年以内返済予定リース債務
- ③設備資金借入金
- ④リース債務

## 控除対象財産①

### 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

#### <留意点>

- 対応基本金、国庫補助金等特別積立金の控除について
  - ・「社会福祉充実残額」の算定において、基本金も国庫補助金等特別積立金も実質上は控除項目とならない(3号基本金を除く)
  
- 設備借入金について
  - ・設備借入金の返済→社会福祉充実残額が減少
  - ・設備借入金を財源とする建物(及び建附)の取得→社会福祉充実残額に影響無し

# 控除対象財産②「再取得に必要な財産」

## A【将来の建替に必要な費用】

建物・建附の減価償却累計額 × 建設単価等上昇率 × 自己資金比率

- ・上記計算は、独立した建物単位ごとに行う。  
(増築を行っている場合、原則として、本体建物部分と、増築部分を区分計算)
- ・建設単価等上昇率は、以下のうち高い割合による  
別表に定める建設工事費デフレーター(例:2000年度建設単価上昇率は1.094)  
標準1㎡当たり建設単価25万円 ÷ 実際の1㎡当たり建設単価
- ・自己資金・・・寄付金を含み、設備借入金及び補助金を除く。  
個人からの建物寄付の場合は自己資金比率100%
- ・自己資金比率は一般的な比率22%に代えて建物取得時の実際の比率も使用可。
- ・詳細については、事務処理基準及びQ&A参照。



# 控除対象財産②「再取得に必要な財産」

## B【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

(建物・建附の減価償却累計額 × 一般的な大規模修繕費用割合 30%)  
－ 大規模修繕実績額

- ・ 上記計算は、独立した建物単位ごとに行い、法人全体で合算  
(当該計算の結果が0未満となる場合については0)  
(増築を行っている場合、原則として、本体建物部分と、増築部分を区分計算)
- ・ 大規模修繕実績額が不明な場合は、次の計算式による。  
建物・建附の減価償却累計額 × 一般的な大規模修繕費用割合 30% × (簿価 / 取得価額)  
～ 取得年度の古い建物は、算定額が小さくなる算式
- ・ 詳細については、事務処理基準及び Q & A 参照。

# 社会福祉充実財産の算定後

■社会福祉充実財産がある場合は、社会福祉充実計画を作成し、これに従って事業を実施しなければならない。

## 計画を作成しないことができる場合

- ①前年度以前に承認された社会福祉充実計画の実施期間中
- ②社会福祉充実財産の算定結果が1万円未満の場合  
⇒ 最終的に1万円未満の端数は切り捨てられ、0円となる。
- ③充実計画の策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合  
⇒ 公認会計士・税理士による確認に係る費用など

■充実財産が発生しない場合は、計算結果を所轄庁に届け出る。

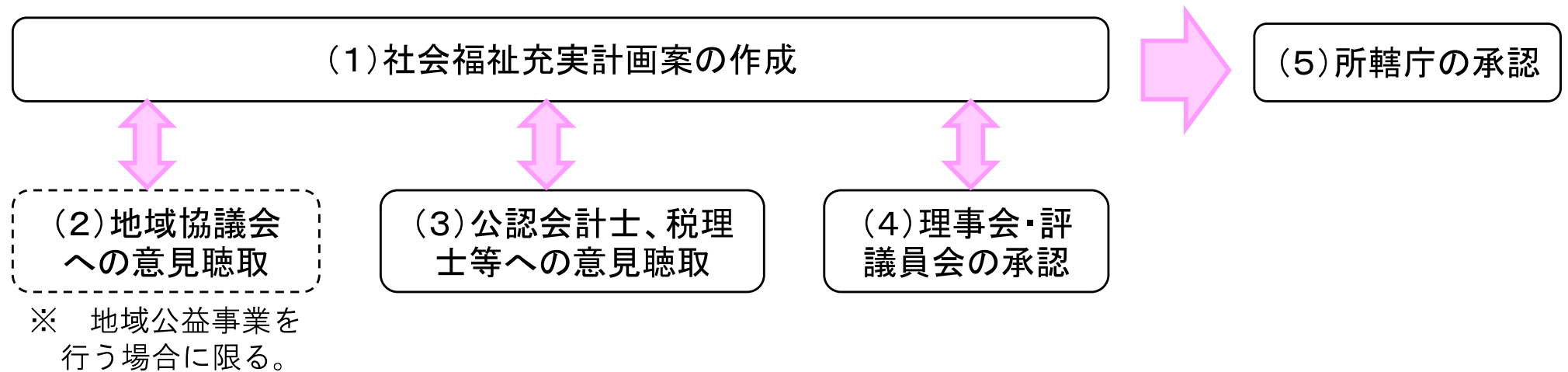
■計算過程に関する書類は毎会計年度初日から10年間保存する。

※社会福祉充実計画を作成した場合は、事業実施期間満了時から10年間

# 「社会福祉充実計画」について

# 社会福祉充実計画の作成手続

■社会福祉充実計画の策定は以下の手続を経る必要がある。



- ・計画策定の一連の作業は、毎会計年度、決算の時期に併せて行う。
- ・地域協議会への意見聴取は、地域公益事業を行う場合のみ必要
- ・公認会計士、税理士等への意見聴取は、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行う。

# 社会福祉充実計画の記載事項

■ 記載要領・記載例を参考に、計画には以下の事項を記載

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項
<ul style="list-style-type: none"><li>① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容</li><li>② 事業区域</li><li>③ 社会福祉充実事業の事業費</li><li>④ 社会福祉充実財産の規模</li><li>⑤ 計画の実施期間</li><li>⑥ <u>その他厚生労働省令で定める事項</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報</li><li>② 社会福祉充実財産の用途に関する検討結果</li><li>③ 資金計画</li><li>④ 事業費積算（概算）</li><li>⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況 等</li></ul>

転載：東京都 社会福祉法人制度改革の施行に係る説明会資料（平成28年12月16日実施）資料

# 社会福祉充実計画の取組例

無断掲載禁止

<p>第1順位</p> <p>社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給</li> <li>・ 社会福祉事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給</li> <li>・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ</li> <li>・ 既存社会福祉事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備</li> <li>・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備</li> <li>・ 低所得者に対する低廉な住居の供給</li> <li>・ 低所得利用者に対する利用料の減免 等</li> </ul>
<p>第2順位</p> <p>地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置</li> <li>・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業</li> <li>・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援</li> <li>・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり</li> <li>・ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け</li> <li>・ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援</li> <li>・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援</li> <li>・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり</li> <li>・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援</li> <li>・ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援</li> <li>・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等</li> </ul>
<p>第3順位</p> <p>公益事業（第1順位、第2順位に含まれるものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給</li> <li>・ 公益事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給</li> <li>・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ</li> <li>・ 既存公益事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備</li> <li>・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 等</li> </ul>

※事業の規模及び内容の検討は上記の順に行わなければならない。

## 「社会福祉充実財産」等を活用して職員処遇の改善を行う場合に 参考となる賃金水準について

- 今後の少子高齢化の一層の進行を踏まえれば、福祉・介護人材の確保を着実に進めていく必要があるが、そのためには、現に福祉・介護分野で働く職員の処遇を改善し、これらの者が将来に希望を持って、福祉・介護の仕事を継続できるようにしていくことが重要。
- このための一つの方策として、今般の改正社会福祉法による「社会福祉充実財産」を活用し、職員処遇の改善の取組を進めていくことが考えられる。
- その際、改正社会福祉法の成立に当たっては、以下の附帯決議がなされていることから、別添のとおり、各都道府県別の賃金水準をお示しするので、所轄庁におかれては、社会福祉法人に対して、これらの賃金水準を踏まえた職員処遇の改善の重要性について理解が促されるよう、周知をお願いしたい。

【平成27年7月衆議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）】

二 いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。

【平成28年3月参議院厚生労働委員会社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）】

三（前略）また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。



# 社会福祉充実計画の実施期間

■計画は、原則として、5年間以内の範囲で、社会福祉充実財産（残額）の全額について作成する。

## 例外1 計画実施期間

次のような合理的な理由がある場合には、その理由を計画上に明記した上で、計画期間を最長10年間まで延長することができる。

- ①社会福祉充実残額の規模からして、5年間以内に費消することが合理的ではない場合
- ②5年経過後に、事業拡大や既存建物の建替を行うなど、社会福祉充実残額の用途につき、明確な事業計画が定まっている場合 等

## 例外2 充当額

社会福祉充実残額の全額を計画期間内に活用することが困難であることに合理的な理由がある場合（例えば、建物の建替を行った直後であって、最長10年間の計画期間では社会福祉充実財産を有効に活用できない場合など）には、当該理由を計画に記載した上で、例外的に、社会福祉充実財産の全額ではなく、その一定割合の活用を内容とする計画を策定することができる。

※漫然と充実残額の一部を社会福祉充実計画に充当せず、又は事業実施期間を延長することは認められない。

■計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができる。

# 社会福祉充実計画記載例

平成29年度～平成33年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記載例）

## 1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会		法人番号	0123456789123				
法人代表者氏名	福祉 太郎							
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2							
連絡先	03-3595-2616							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	平成29年6月10日							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成29年6月20日							
評議員会の承認年月日	平成29年6月29日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成28年度末現在)	1か年度目 (平成29年度末現在)	2か年度目 (平成30年度末現在)	3か年度目 (平成31年度末現在)	4か年度目 (平成32年度末現在)	5か年度目 (平成33年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0千円		0千円
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		▲24,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲100,000 千円	
本計画の対象期間	平成29年8月1日～平成34年3月31日							

詳細は、社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(H29.1.24)を参照のこと

## 2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	19,000千円
	小計					
2か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000千円
	小計					

(略)

合計	100,000千円
----	-----------

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要性があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が行う地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。

### 4. 資金計画

※「職員育成事業」分は省略

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
単身高齢者のくらしの安心確保事業	計画の実施期間における事業費合計	19,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	75,000 千円	
	財源構成	社会福祉充実残額	19,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	75,000 千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

## 5. 事業の詳細 ※ 「職員育成事業」分は省略

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	千代田区内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000人	
事業の実施地域	千代田区内	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	・社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討 ・事業の利用希望者の募集
	2か年度目	・利用者に対する支援の実施
	3か年度目	・利用者に対する支援の実施
	4か年度目	・利用者に対する支援の実施
	5か年度目	・利用者に対する支援の実施 ・地域支援事業等へのつなぎ
事業費積算 (概算)	人件費800万円(単年度)×5か年=4,000万円 旅費200万円(単年度)×5か年=1,000万円 賃借料100万円(単年度)×5か年=500万円 光熱水費20万円(単年度)×5か年=100万円 その他事業費280万円(単年度)×5か年=1,400万円 初度設備購入費500万円	
	合計	75,000千円(うち社会福祉充実残額充当額 75,000千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ゴミ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。	

## 6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

(別紙2 様式例)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称

印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度～平成○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

### 1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

### 2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

### 3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

### 4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

### 5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。



(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上



**<講師コメント>  
公認会計士協会から報告書の文例は公表されていない。**

# 地域協議会への意見聴取①

## 社会福祉法第55条の2第6項

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

■地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次の内容について、地域協議会への意見聴取を行う。

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

# 地域協議会への意見聴取②

- 地域協議会の運営主体は、所轄庁が地域の実情に応じて決定
  - ・ 社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会
  - ・ 地域ケア会議
  - ・ 自立支援協議会 等

※ 可能な限り既存の会議体を活用するとされているが、所轄庁が自ら地域協議会を開催する場合もあり得る。

■ 各地域ごとの地域協議会の設置状況等は、東京都が取りまとめの上、改めて情報提供の予定

# 所轄庁における審査

■ 社会福祉充実計画は、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされていることを踏まえ、所轄庁においては、以下の内容について審査を行う。

- ① 計画に必要事項が記載されているか
- ② 手続が適正に行われているか
- ③ 計画に事業区域における需要・供給の見通しとの観点から、著しく合理性を欠く内容が含まれていないか
- ④ 計画の内容が行政計画との関係で実現不可能な内容が含まれていないか

# 公表

## ① 社会福祉充実計画の公表

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表する。

(i) 社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合

(ii) 社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認を受け、又は届出を行った場合

なお、法人が「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行ったものとみなすことができる。

## ② 社会福祉充実事業に係る実績の公表

社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業に係る実績については、毎年度、法人のホームページ等において、その公表に努める。

## 現況報告書(平成〇〇年4月1日 現在)

### 12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額の総額(円)		
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)		
① 社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)		
② 地域公益事業(円)		
③ 公益事業(円)		
④ 合計額(①+②+③)(円)	0	
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額		
① 社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)		
② 地域公益事業(円)		
③ 公益事業(円)		
④ 合計額(①+②+③)(円)	0	
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~	

「記載要領」を参照のこと

# 社会福祉充実計画の変更、終了

■ 計画の重要な変更を行う場合は、所轄庁の承認が必要

- 新規事業の追加
- 既存事業の対象者、支援内容の変更
- 事業実施年度の変更
- 市町村域を超えた事業実施場所の変更
- 社会福祉充実残額を20%を超えて増減させる場合 等

※ 軽微な変更は届出で足りる。

■ やむを得ない事由により、計画に従った事業の実施が困難な場合は、所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了できる。

# 社会福祉充実計画の変更、終了

＜充実計画の承認等に係る事務処理基準＞ ※事業費と充実残額の部分を抜粋

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
社会福祉充実残額 関連	事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合

「Q&A」問59 承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。

【事務処理基準10関係】

(答)1. 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充実に充てる社会福祉充実残額については、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残額が変動したことのみをもって計画の変更手続きを行う必要はない。

2. ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉充実残額と大幅な乖離が生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行うことが必要である。

## 終了時の留意点

会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合については、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定すること。(充実計画の承認等に係る事務処理基準 11)



# 【4】地域における公益的な取組を 実施する責務

他の経営主体(株式会社等)では  
対応困難な福祉ニーズに対応

H28.4.1 施行

## 地域における公益的取り組みと責務

・社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手として相応しい福祉サービスの供給だけでなく「日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」(法24②)。

・社会の変化、家族の変容に伴い、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するためには行政による福祉サービスの制度化に加え、社会福祉法人や特定非営利活動法人、営利企業など多様な民間主体のそれぞれの役割に応じたきめ細かい活動が必要。

・中でも社会福祉法人は手厚い税制優遇措置が講じられている公益性の高い非営利法人として、営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを無料または低額料金で供給する事業(公益事業)が期待されていることから、今回の法改正で義務化されたもの。

＜講師コメント＞  
提供の義務でなく  
提供の努力義務

# 「地域における公益的な取組」の考え方について

【「地域における公益的な取組」について(平成28年6月1日社援基発0601 第1号)】(抜粋)

- 次の事例は、「地域における公益的な取組」の該当性について、法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨に則して判断。
- なお、①「地域における公益的な取組」は以下の例に限定されるものではないこと、②「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があることがあり得ることに留意。

## ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得るが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものであるが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

## ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得るが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得るが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。
- ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得るが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものであり、「地域における公益的な取組」には該当しない。

## ③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しないが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得る。
- ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当する。

## 各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

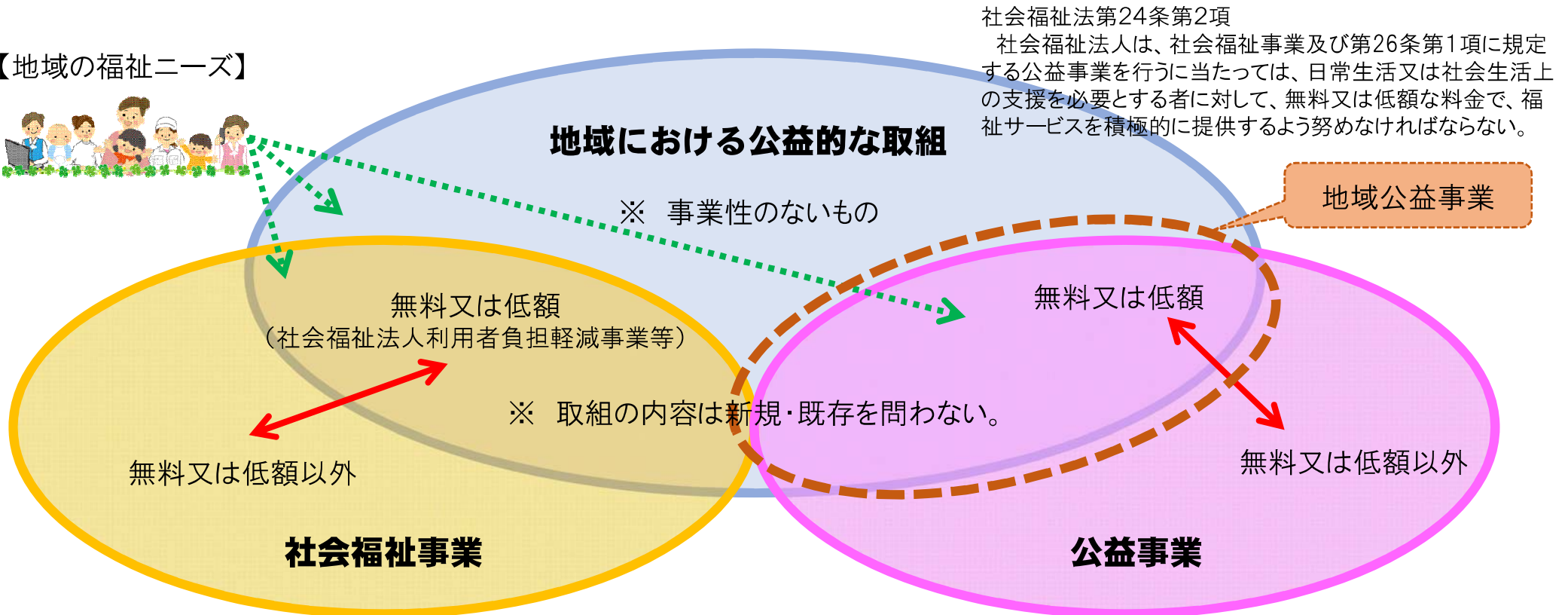
	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進



# 改正社会福祉法第24条第2項について

- 社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。
- 既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。
- その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

## 【地域の福祉ニーズ】



## 「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」の主な違い

	地域における公益的な取組	地域公益事業
根拠法令	社福法24②	社福法第55の2④二
対象	全ての社会福祉法人の「責務」	社会福祉充実残額がある場合において 検討すべき事業の2番目
事業費の集計	規定なし	計画、実績ともに必要
事業の範囲	社会福祉事業、公益事業の一部	公益事業の一部
事業性	不要	要
所轄庁の関与	現況報告書に記載	社会福祉充実計画の承認
地域協議会の意見	不要	要
施行	H28.4.1 (附則1条2号)	H29.4.1 (附則23)

資料：全社協／全国社会福祉法人経営者協議会の研修資料を参考に筆者作成

# 【5】行政の関与の在り方

H29.4.1(一部 H28.4.1)施行

- ・指導監督の見直し
- ・会計監査人非設置法人に対する会計専門家の支援
- ・社会福祉法人財務情報等開示システム

## 行政の関与の在り方について (社会福祉法人に関する指導監督の見直し) ①

- 社会福祉法等の一部を改正する法律においては、所轄庁による指導監督の機能強化を盛り込んでいるところ。

### 主要内容 (平成28年4月1日施行)

#### [所轄庁による立入検査]

- 所轄庁による立入検査に関する規定 (罰則あり) の整備 (改正法第56条第1項～第3項及び第133条第7号)

#### [勧告及び公表]

- 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定の整備 (改正法第56条第4項及び第5項)

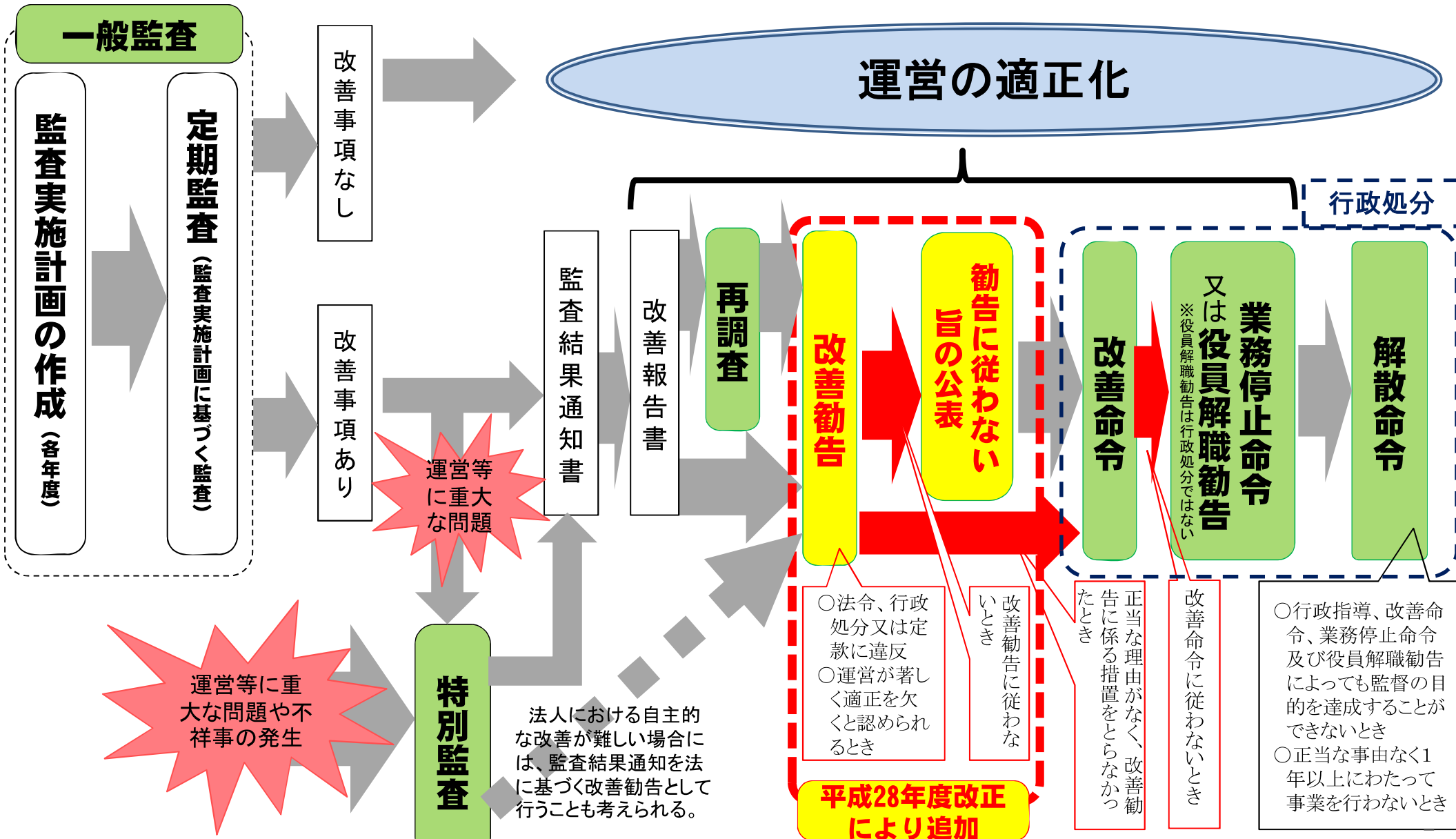
<講師コメント>

公益法人と同じような  
仕組み



# 社会福祉法人に対する世道監督の流れ

■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。



# 社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて ②

## 現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。

## 規制改革(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
- 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、平成29年5月から6月にかけて所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する。

## 附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

## 見直しの方向性

### <考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

### <対応>

#### ①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

#### ②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

#### ③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

#### ④監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

### 指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

## 社会福祉法人に対する指導監査の見直し③

社会福祉法人指導監査実施要項(H29.4.27)

<主な内容>

(1)従来 of 指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法律、通知等で明確に定められた事項を指導監査の対象とすることを原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。
- ・ 監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを定める。

(2)監査周期等 of 見直しによる重点化

- ・ 直前の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化が図られている等、経営状況が良好と認められた法人に対する指導監査の実施周期を延長する。
- ・ 大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度指導監査を実施する。

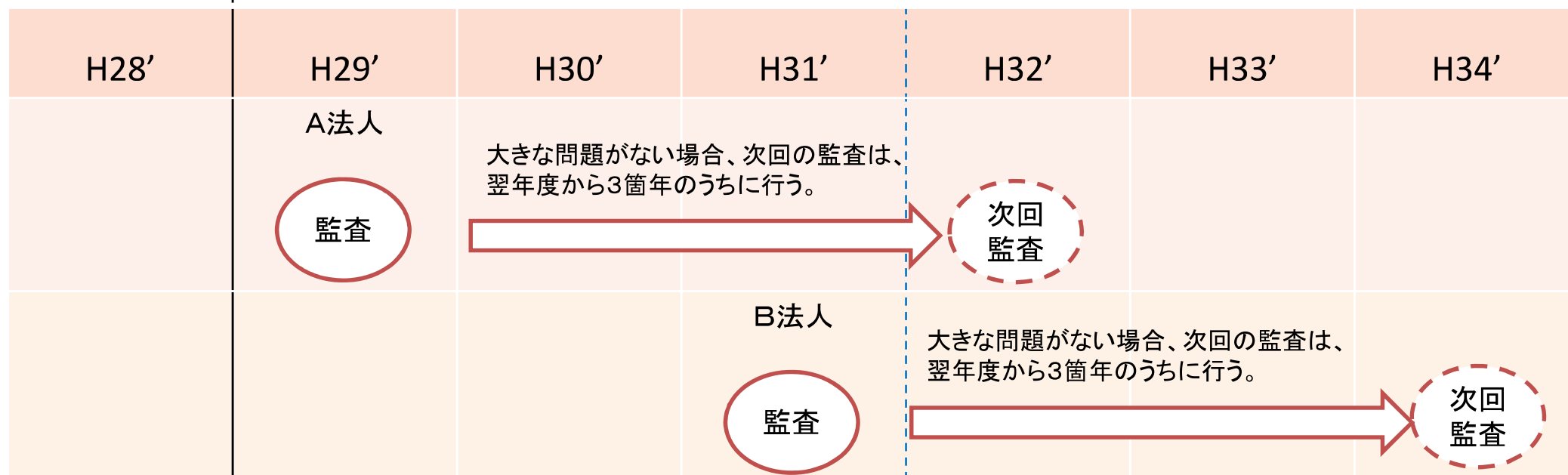
	収益	財務会計支援	指導監査の周期	指導監査を省略できるか
通常の法人			3年に1回	
会計監査人設置 (任意監査含む)			所轄庁が適切と判断 ⇒5年に1回	ガイドラインの「会計管理」を省略
専門家の支援	10億円以上	内部統制	所轄庁が適切と判断 ⇒4年に1回	所轄庁が会計管理が適正と判断 ⇒ガイドラインの「会計管理」を省略
	10億円未満	事務処理体制		
苦情解決への取組 (第三者評価事業の受審等)			所轄庁が適切と判断 ⇒4年に1回	

## 監査周期の考え方①（監査の周期を延長しない場合）

- 一般監査の実施の周期については、3箇年に1回行う。【指導監査実施要綱】
- 概ね3年以内を目処にすべての法人に対する指導監査が一巡するスケジュールで実施。  
【平成29年3月2日主管課長会議資料】

### 法律施行

施行後、初めて行う一般監査は、概ね3年以内を目処にすべての法人に対して行う。



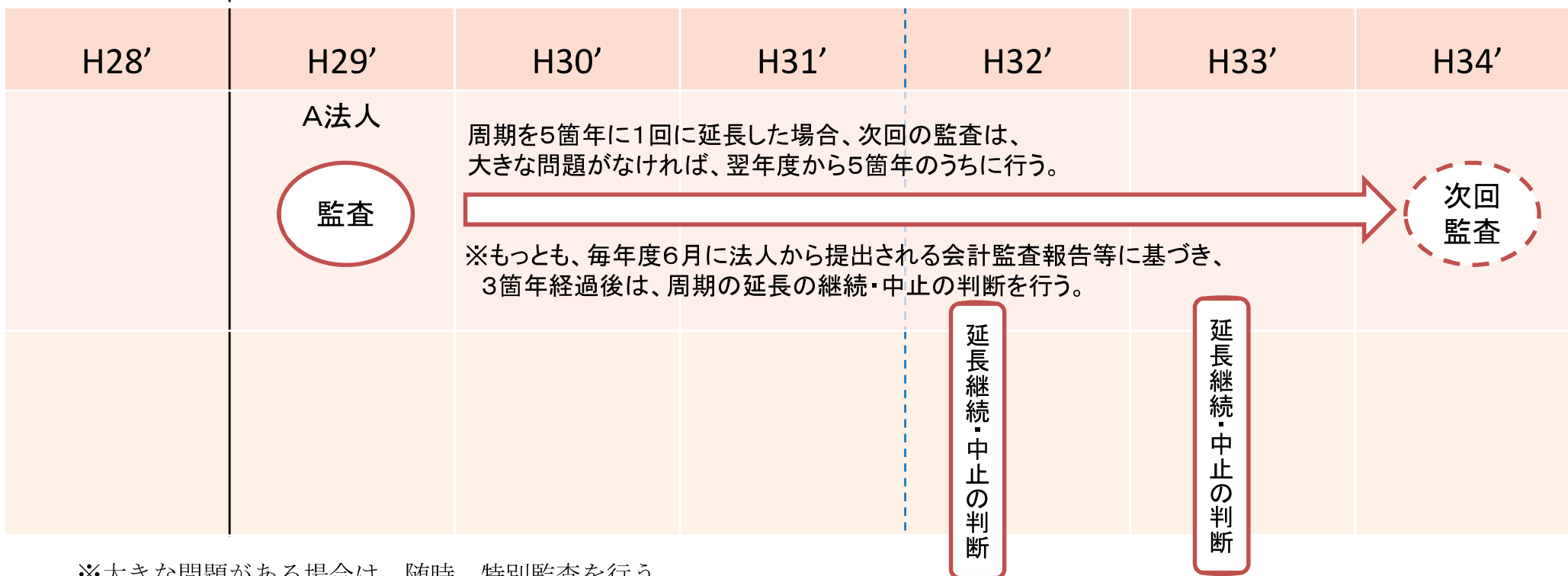
※大きな問題がある場合は、随時、特別監査を行う。

## 監査周期の考え方②（監査の結果を受け、監査の周期を延長する場合）

・ 一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。【指導監査実施要綱】

- ① 会計監査を受けている法人 5箇年に1回
- ② 専門家による支援を受けている法人 4箇年に1回  
※法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断される必要がある。
- ③ 苦情解決への取組が適切に行われ、地域社会に開かれた事業運営等を行う法人 4箇年に1回

法律施行



※大きな問題がある場合は、随時、特別監査を行う。

## 会計監査の実施又は専門家の活用と指導監査との関係（活用できる書類）

- 以下の法人類型ごとに所轄庁が確認書類の提出を受けることにより、指導監査において、当該確認書類の活用を図ることができる。

法人類型	会計監査、専門家の活用の場合の指導監査上の取扱い	活用できる書類
① 会計監査人設置義務法人 ②-1 会計監査人による監査(定款規定) ②-2 会計監査人による監査に準ずる監査(定款規定しない)	監査周期5年に1回	・「会計監査報告」(「独立監査人の監査報告書」) ・「監査実施概要及び監査結果の説明書」 ※「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(平成29年4月27日 日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第40号)
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	
③ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	監査周期4年に1回	「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」 ※「会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務」(平成29年4月27日 日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第32号)
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	
④ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援	監査周期4年に1回	「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援実施報告書」 ※ 平成29年4月27日 日本税理士会連合会
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	—

## 専門家の活用（内部統制支援、事務処理体制支援）と 指導監査ガイドラインにおける会計管理部分との関係

- 指導監査ガイドラインと専門家の活用（内部統制支援、事務処理体制支援）については、以下の関連性を持つ内容となっている。
- 専門家の活用については、専門家による助言に基づき、法人の財務会計に係る態勢の向上に資するもの。

指導監査ガイドライン		財務会計に関する事務処理体制 に対する支援項目リスト	財務会計に関する内部統制 に対する支援項目リスト
Ⅲ 管理	(1) 予算	1 予算	1-4 予算実績分析体制について
3 会計管理	(2) 規程・体制	2 経理体制	1-2 各種規程・業務手順書の整備について 1-3 職務分掌・職務権限体制について 3-1 決算・財務報告に関する規程の整備 3-2 決算・会計業務体制
	(3) 会計処理	5 資産、負債の基本的な会計処理 10 有価証券 11 棚卸資産 13 固定資産 16 引当金 17 基本金 18 国庫補助金等特別積立金 19 その他の積立金 24 注記	3-5 各勘定科目の統制
	(4) 会計帳簿	3 会計帳簿	3-2 決算・会計業務体制 3-6 計算書類の開示・保存
	(5) 決算及び 計算関係書類	4 計算書類等	
	(6) 債権債務の状況	14 債権債務の状況	2-4 財務・資金管理

## 専門家の活用について

(問) 法人の評議員や監事が公認会計士、税理士の資格を有する場合、同時に専門家として支援を行うことは可能か。

(答) 可能である。

ただし、評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でなく、また、監事については、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にあり、自身で行った業務を自身で点検するという自己点検に当たらぬよう、業務執行にあたることは行わないことが必要である。

(参考)

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A(平成29年2月6日改訂) 問22、問39より



# 社会福祉法人財務情報等開示システム

(H29.施行)

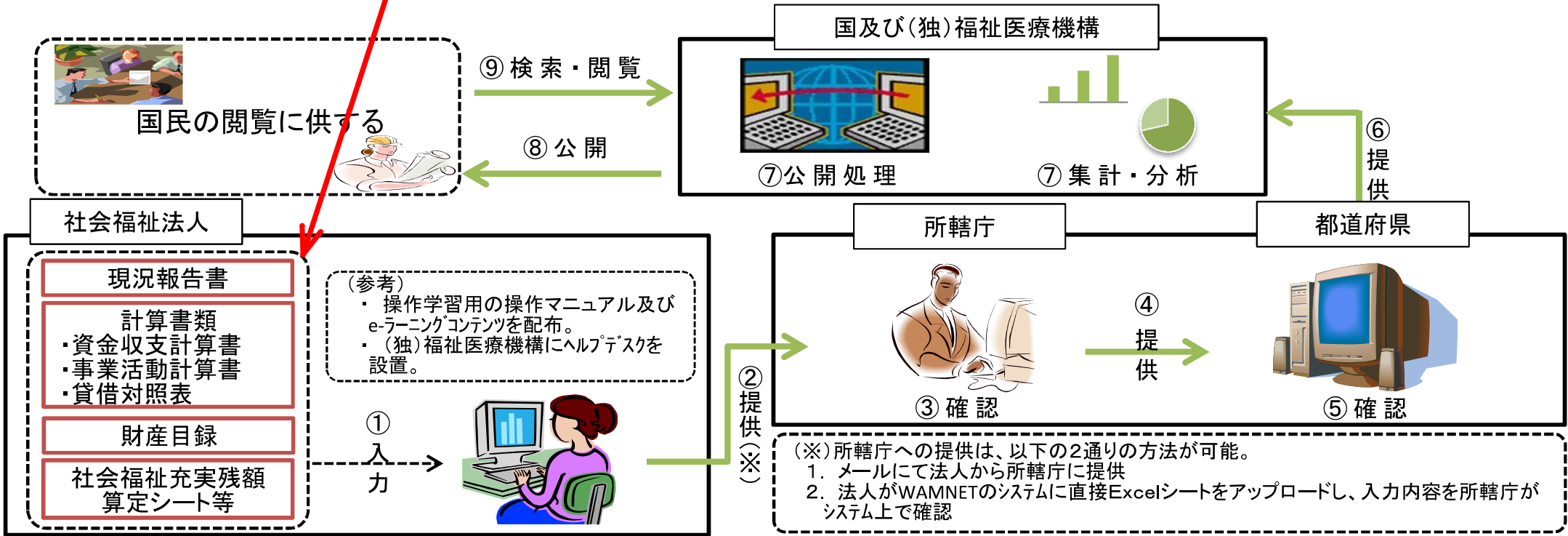
- ・厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース(…略…)の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。  
(社福法59の2⑤)

# 社会福祉法人の財務諸表等開示システムの機能等について

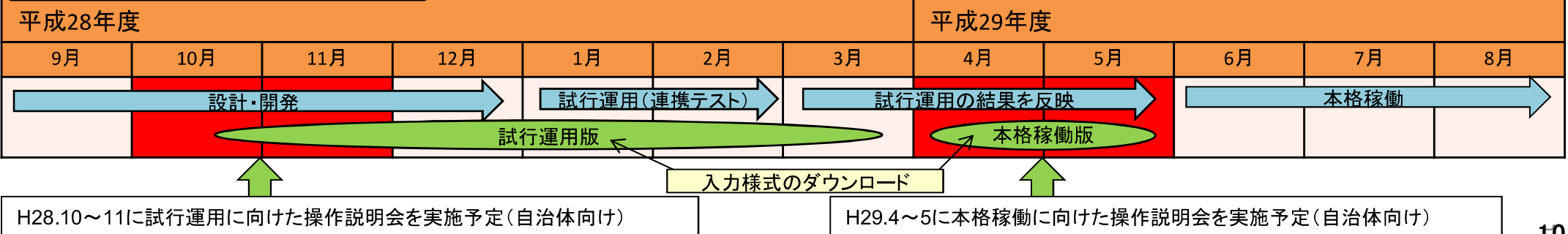
転載：厚労省「平成28年9月26日第19回社会保障審議会福祉部会」資料(一部削除)

無断掲載禁止

＜講師コメント＞  
 ・サービス区分ごと  
 ・指定様式のエクセルに書き込み



## 本格稼働に向けたスケジュール



## 【6】そ の 他

- 未公開株（調査研究を行う企業）の保有について
- 契約ルール
- 措置費の弾力運用の見直し

# 未公開株(調査研究を行う企業)の保有について①

無断掲載禁止

## 現状・考え方

- 社会福祉法人は、社会福祉に関する調査研究等は公益事業として実施することが現在も可能。一方、基本財産以外の財産について資産運用の一つとして株式保有等資産運用が認められているが、未公開株の保有は認められていない。
- 社会福祉法人の財産は、基本財産以外の運用財産であっても社会福祉事業の安定性確保の観点から安全・確実に運用管理することが原則である。ただし、事業の安定性を阻害しない範囲で社会福祉に関する調査研究のために必要不可欠なものであれば、社会福祉法人の財産が有効に活用されるものと考えられる。

<講師書き込み>  
AI、介護ロボット等

## 今後の方向性

- 以下の要件を満たす場合に、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することを可能としてはどうか。
    - ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
    - ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
    - ③ 未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること
- ※ なお、法人が公益事業として社会福祉に関する調査研究を実施するのであれば、当該有価証券(未公開株)は社会福祉充実残額の算定時の控除対象財産となる。

(参考) 平成28年8月8日 平成28年第14回経済財政諮問会議 議事要旨(大臣発言)

- 社会福祉法人について、R&D投資への規制が実は人知れず存在する。社会福祉法人が飛躍するためのR&D投資が規制されてしまっており、これを抜本的に見直す。

## 未公開株(調査研究を行う企業)の保有について②

社会福祉法人審査基準(最終改正:平成28年11月11日)

### 第二 法人の資産 3 資産の管理

(2)・・・略・・・、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③ 未公開株への拠出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

## 社会福祉法人における契約ルールについて①(他の公益法人との比較)

	契約ルール（随意契約）に関する規制		
	有無	内容	根拠
国	あり	工事又は製造の請負 250万円以下 財産の買入れ 160万円以下 物件の借入れ 80万円以下 財産の売払い 50万円以下 物件の貸付け 30万円以下 上記以外の契約 100万円以下	会計法第29条の3 予算決算及び会計令第97 条第2号～第7号
地方自治体	あり	工事又は製造の請負 250万円（130万円）以下 財産の買入れ 160万円（80万円）以下 物件の借入れ 80万円（40万円）以下 財産の売払い 50万円（30万円）以下 物件の貸付け 30万円以下 上記以外の契約 100万円（50万円）以下 ※カッコ書きは、指定都市を除く市町村の場合	地方自治法第234条第2項 地方自治法施行令第167 条の2第1項、別表第5
独立行政法人	—	（参考）国が定めるものと同様の内容を各独法において、会計規程等に定めている。	—
社会福祉法人	あり	工事又は製造の請負 250万円以下 食料品・物品等の買入れ 160万円以下 前各号に掲げるもの以外 100万円以下	社会福祉法人における入 札契約等の取扱いについ て（平成12年2月17日社 援施第7号5課長通知）
学校法人	なし	—	—
宗教法人	なし	—	—
更生保護法人	なし	—	—
公益社団・財団法人	なし	—	—
生活協同組合	なし	—	—
医療法人	なし	—	—

# 社会福祉法人における契約ルールについて②(28年度まで)

## 随意契約理由

### ① 予定価格が以下の金額を超えない場合

- ・ 工事又は製造の請負→250万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ→160万円
- ・ 上記以外→100万円

### ② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- イ 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ロ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、契約の目的として特定の者と契約を締結する必要がある場合
- ハ 同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある増設改修等の工事で場合
- ニ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- ホ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ヘ 食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

### ③ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合

- イ 故障に伴う電気、機械設備等の緊急復旧工事
- ロ 災害発生時の応急工事及び物品購入
- ハ 感染防止の消毒設備の購入など、入所者に緊急対応が必要

### ④ 競争入札に付することが不利と認められる場合

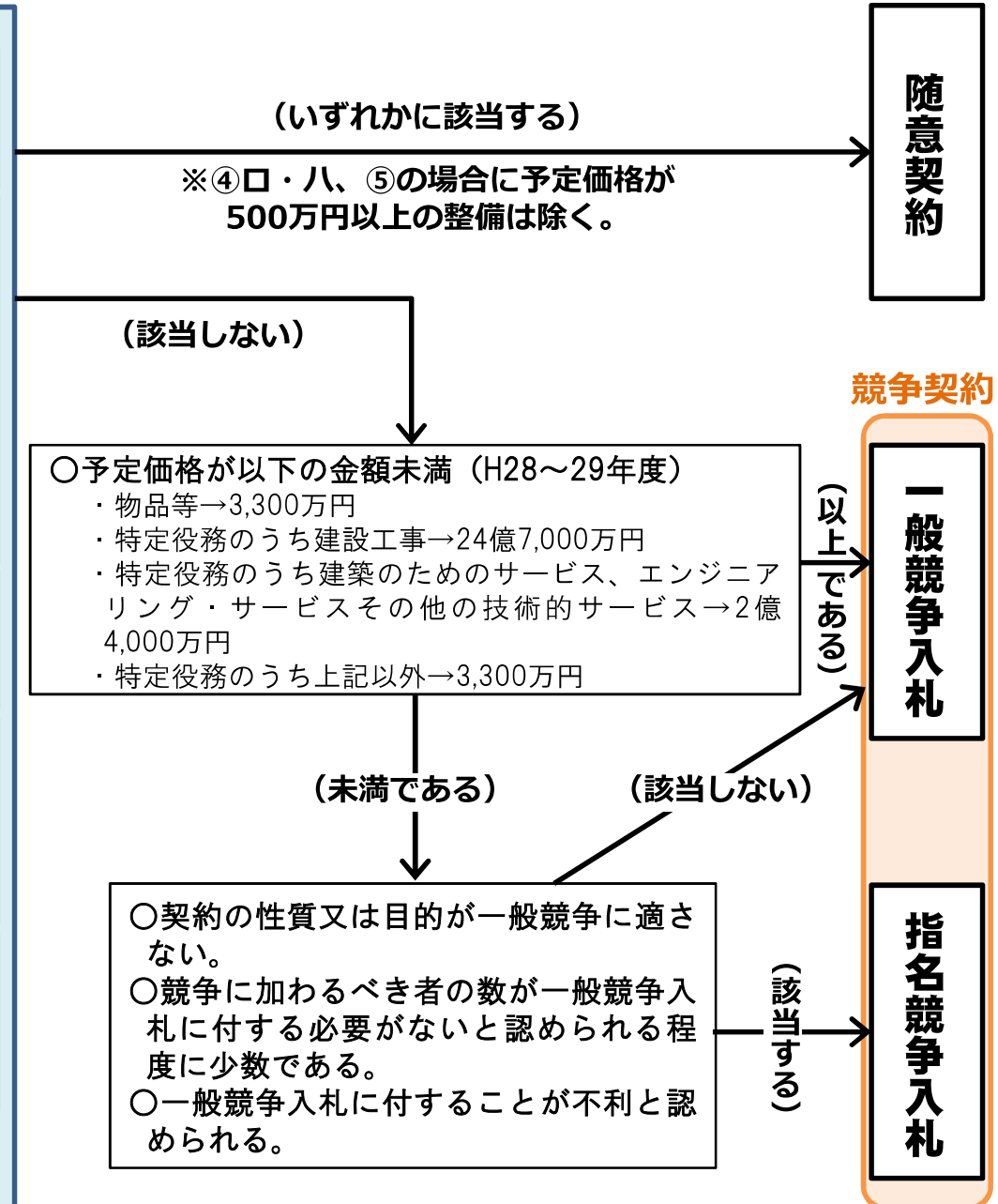
- イ 契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利な場合
- ロ 売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある
- ハ 緊急契約でなければ、契約機会を失うか、著しく不利な価格契約になる恐れがある

### ⑤ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- イ 特定業者の多量所有などにより、他の業者よりも有利な価格で購入可能
- ロ 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利

### ⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（履行期限以外の予定価格等の入札条件変更不可）

### ⑦ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内で、履行期限以外の入札条件変更不可）



※ 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日社援施第7号）等を基に整理



# 社会福祉法人における契約ルールについて③(29年度から)

○ 制度改革により、**適正かつ公正な支出管理が自律的に確保**できる法人体制となることを前提に、

- ① 手続面の整備（事前チェック）
- ② 事後チェック

により、適正な契約を担保することとし、随意契約が可能な金額について緩和してはどうか。

## ① 手続面の整備（事前チェック）

- ・ 重要な契約※は理事会で決定（法第45条の13第4項）  
 ※ 法人の規模・目的・業務内容は様々であり、絶対的な基準はない。

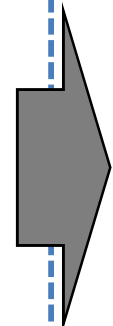
## ② 事後チェック

- ・ 契約内容については理事会※へ報告  
 ※ 監事は理事会への出席義務があり（法第45条の18第3項で準用する一般法人法第101条）、監事による確認が行われる。
- ・ 相見積等契約事務に係る証憑の保存
- ・ 所轄庁監査における契約手続の重点的監査

（参考）

- 法改正により、「特別の利益供与の禁止（第27条）」「特別背任罪（第130条の2）」「贈収賄罪（第130条の3）」「役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任（第45条の20）」が設けられた。

○ 一定規模を超える法人は、会計監査人による会計監査が実施されることから（任意設置を含む）、法人の実態に応じた柔軟な対応を可能としてはどうか。



	区分			契約ルール
	工事又は製造の請負	食料品・物品等の買入れ	その他	
	250万円以下	160万円以下	100万円以下	随意契約可 (2社以上の相見積)
予定価格	1000万円以下			随意契約可 (3社以上の相見積) ※ 企画競争が望ましい。
	1000万円超			競争入札
会計監査人未設置法人	○ 法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定する。 (上限額※) 建築工事：20億円 建築技術 ・ サービス：2億円 物品等：3000万円			随意契約可 (3社以上の相見積) ※ 企画競争が望ましい。
会計監査人設置法人				競争入札

※ 政府調達協定（地方政府機関）を参考に設定。

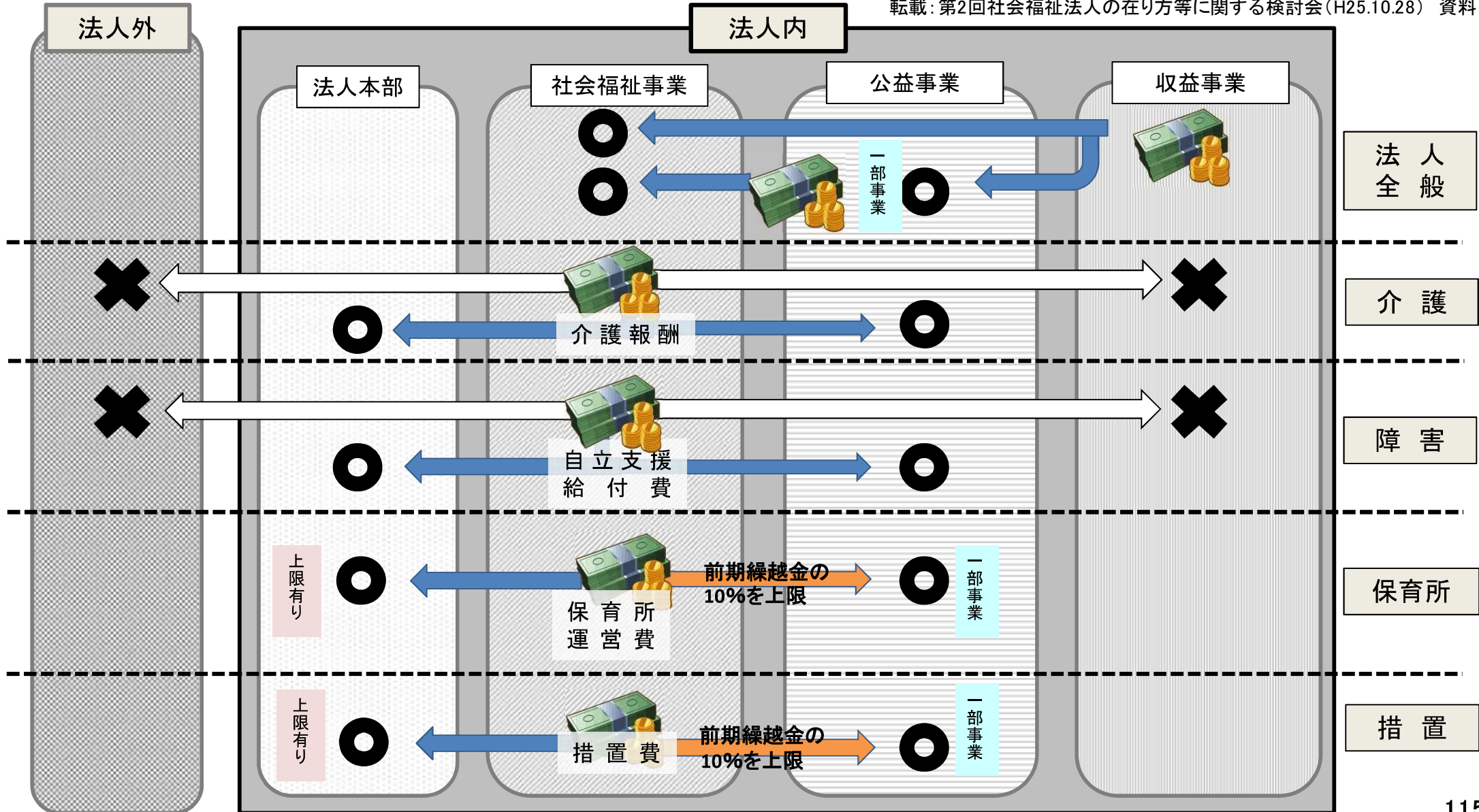


# 社会福祉法人の収入・収益の取扱い

【～平成28年度まで】

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。

転載：第2回社会福祉法人の在り方等に関する検討会（H25.10.28）資料



		一般会計(社会福祉事業+本部)						公益事業会計への繰入	収益事業会計への繰入	法人外支出
		人件費・事業費・管理費各区分間の充当	施設整備等の借入の償還	積立金の積立	他の社会福祉事業への繰入	法人本部への繰入	[参考]前期末支払資金残高の使用が認められる範囲			
利用契約	介護老人福祉施設(介護報酬)	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲(※9)									
選択利用	指定障害者支援施設(自立支援給付費)	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲(※9)									
措置	保育所(保育所運営費)	△ (※2【条件2】)	△ 民改費加算相当額を限度 (※3【条件3】) 運営費の3か月分を限度 (※4【条件4】)	△ ・人件費積立金 ・修繕積立金 ・備品等購入積立金 (※2【条件2】) 上記に加えて、 ・保育所施設・整備積立金 (※3【条件3】)(※8) ・人件費積立金 ・保育所施設・整備積立金 (※4【条件4】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	①当該施設の運営費の補填 ②法人本部の運営費 ③社会福祉事業等 ④事業規模の小さい一体的公益事業及び介護保険法に定める居宅介護支援及び訪問入浴介護等	△ 保育所と一体的に運営される事業規模の小さい公益事業等(※7)	×	×
	措置施設(措置費)	○	△ 民改費加算相当額を限度 (※1【条件1】)	△ ・人件費積立金 ・施設整備等積立金 (※1【条件1】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	同上	△ 社会福祉施設と一体的に運営される事業規模の小さい公益事業等(※7)	×	×

○は用途に制限なし。△は限度額又は条件あり。×は不可。

(※1【条件1】) 適正な法人・施設運営の確保等、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施

(※2【条件2】) 適切な、施設運営・人件費運用・給食や日常生活・児童の処遇、役職員の資質の向上の取組を実施

(※3【条件3】) 【条件2】の取組に加え、延長保育等の取組を実施

(※4【条件4】) 【条件3】の取組に加え、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施(※5)

(※5) 【条件4】を満たす場合、子育て支援事業への充当が可能

(※6) 前年度措置費及び保育所運営費収入の30%以下

(※7) 繰越金の10%を限度

(※8) 積立金は、当該年度分については民改費加算相当額を限度

(※9) 居宅サービスや、指定障害者支援施設等の事業への資金の繰入は、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲で可

(※10) 社会福祉事業と一体的に実施している公益事業は、社会福祉事業会計と一体的に会計処理を行うことが認められている。

# 「措置施設・保育所の資金の用途制限」の見直し（29年度から）

措置施設  
保育所

地域における公益的な取組  
社会福祉充実計画

(注)  
措置制度 = 地方公共団体は対象者を社会福祉施設に入所措置を委託  
地方公共団体は委託費として対象者の生活費及び施設の  
事務費を支払い、施設は入所を受託した対象者にサービス  
を提供（乳児院、児童養護施設、養護老人ホーム等）

公益事業で資金を使えるよう

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(局長通知)  
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(課長通知)  
・子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(局長通知)  
・子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(課長通知)

# 「措置施設・保育所の資金の用途制限」の見直し（29年度から）

＜主な内容＞

【局長通知】

前期末支払資金残高の取扱い

・ 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へ対象を拡大

・ 前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃

【課長通知】

法人本部の運営に要する経費の取扱い

・ 事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示

・ 理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除

社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A (Vol.2 H29.1.24)

問3 措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。

(答)

1. 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越した上で、同一法人が運営する社会福祉事業等の費用に充てることが可能とされている。

2. よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める用途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てることが可能である。